

建設業許可申請等の手引

兵庫県県土整備部

県土企画局総務課建設業室

令和2年10月1日

目 次

第1 建設業の許可について	P 1
1 はじめに	P 1
2 建設業の許可	P 1
3 業種別許可制	P 2
4 許可の区分	P 2
(1) 大臣許可と知事許可		
(2) 一般建設業と特定建設業		
5 許可の有効期間	P 4
6 許可の申請	P 4
(1) 許可申請書類の提出先		
(2) 許可手数料		
(3) 許可申請書類の提出部数料		
(4) 建設業許可通知書の交付方法		
7 許可証明書の発行	P 8
8 許可の基準	P 8
(1) 許可要件		
(2) 欠格要件		
9 承継について	P 16
10 承継等に係る認可申請等について	P 17
11 相続について	P 19
12 相続に係る認可申請書等について	P 20
第2 許可後の留意事項について	P 22
1 変更等の届出	P 22
(1) 変更届出書の提出先等		
(2) 変更事由及び提出期限		
2 廃業等の届出	P 26
3 標識の掲示	P 26
(1) 店舗に掲げる標識		
(2) 建設工事の現場に掲げる標識		
4 表示の制限	P 28
5 工事現場における施工体制等	P 28
(1) 工事現場への主任技術者及び監理技術者の設置等		
(2) 一括下請負の禁止		
(3) 下請負人の意見聴取		
(4) 特定建設業者に関する義務		
6 帳簿の備付け等	P 29
(1) 帳簿		
(2) 営業に関する図書		
7 建設工事の請負契約	P 30
(1) 請負契約書の締結		
(2) 不当に低い請負代金等の禁止		

8 下請代金の支払	P31
(1) 支払期日		
(2) 特定建設業者の特例		
建設業許可申請先等一覧	P32
許可申請書類等の取扱い先	P33
登記されていないことの証明書の発行窓口	P33
【参考資料】		
(資料1) 健康保険等の加入確認書類等について（お知らせ）	P34
(資料2) 確認資料について（お知らせ）	P35
(資料3) 承継等に係る認可申請の手続き等について（お知らせ）	P43

第1 建設業の許可について

1 はじめに

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）は、建設業を営む者の資質の向上、建設工事の請負契約の適正化等を図ることによって、建設工事の適正な施工を確保し、発注者を保護するとともに、建設業の健全な発達を促進し、もって公共の福祉の増進に寄与することを目的としています（法第1条）。

* 「建設業」とは、元請、下請その他いかなる名義をもってするかを問わず、建設工事の完成を請け負う営業をいう。

2 建設業の許可

(1) 許可を必要とする者

建設業を営もうとする者は、いわゆる軽微な建設工事のみを請け負って営業しようとする場合を除いては、その工事が公共工事であるか民間工事であるかを問わず、法第3条に基づき建設業の許可を受けなければなりません。

(2) 許可を受けなくてもよい場合

ア 軽微な建設工事（建設業法施行令（昭和31年政令第273号。以下「令」という。）第1条の2）

次のような軽微な建設工事のみを請け負って営業する者は、必ずしも建設業の許可を受けなくてもよいことになっています（法第3条第1項ただし書）。

(ア) 建築一式工事

工事1件の請負代金の額が1,500万円未満の工事（税込み）又は延べ面積が150㎡未満の木造住宅工事

* 「請負代金の額」…当該取引に係る消費税及び地方消費税の額を含む。

* 「木造」…建築基準法第2条第5号に定める主要構造部が木造であるもの

* 「住宅」…住宅、共同住宅及び店舗等との併用住宅で、延べ面積の2分の1以上を居住の用に供するもの

(イ) 建築一式工事以外の建設工事

工事1件の請負代金の額が500万円未満の工事（税込み）

なお、軽微な建設工事のみを請け負って営業する者であっても、その工事が解体工事である場合は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）による解体工事業の登録を受ける必要があります（解体工事を営もうとする者は、施工する場所の都道府県ごとに登録が必要です。）。

イ 附帯工事

軽微な建設工事以外の工事を請け負うときは、その工事に対応する建設業の許可を受けなければなりません。

しかし、許可のある建設工事の施工に際し、その工事に従として附帯する他の建設工事（以下「附帯工事」という。）があるときは、その附帯工事に関する建設業の許可がなく、かつ、それが軽微な建設工事でなくても、許可のある建設工事とともに、その附帯工事を請け負うことができます（法第4条）。この場合において、この附帯工事（500万円以上に限る。）を実際に施工する場合には、その工事業の許可を受けた建設業者に下請負に出すか、自分で施工するなら、その業種の許可を受けるために必要な技術者を自ら置いた場合だけ施工できることとなります。

* 「附帯工事」とは、主たる建設工事を施工するために必要が生じた他の従たる建設工事又は主たる建設工事の施工により必要が生じた他の従たる建設工事であって、それ自体が独立の使用目的に供されるものではないものをいう。

3 業種別許可制

- (1) 建設業の許可は、建設工事の種類ごと（業種別）に行われます。
- (2) 建設工事は、土木一式工事と建築一式工事の2つの一式工事のほか、27の専門工事の計29の種類に分類されており、この建設工事の種類ごとに許可を取得する必要があります。

【建設業の許可29業種】

土木工事業	鋼構造物工事業	熱絶縁工事業
建築工事業	鉄筋工事業	電気通信工事業
大工工事業	舗装工事業	造園工事業
左官工事業	しゅんせつ工事業	さく井工事業
とび・土工工事業	板金工事業	建具工事業
石工事業	ガラス工事業	水道施設工事業
屋根工事業	塗装工事業	消防施設工事業
電気工事業	防水工事業	清掃施設工事業
管工事業	内装仕上工事業	解体工事業（H28.6.1～）※
タイル・れんが・ブロック工事業	機械器具設置工事業	

※ 平成28年6月1日より改正建設業法が施行され、「解体工事業」の許可が新設されました。法施行前には「とび・土工工事業」の許可で「工作物の解体工事」を請負うことが可能でしたが、法施行後は「とび・土工工事業」の許可では「工作物の解体工事」を請負うことができなくなりました。ただし、経過措置が設けられていますので、詳細については『建設業許可に係る「解体工事業」許可の新設等について（お知らせ）』（県庁ホームページで検索）をご確認ください。（とび・土工工事業の技術者を解体工事業の技術者と見なす経過措置期間は令和3年3月31日まで）

- (3) 許可を取得するに当たっては、営業しようとする業種ごとに許可を取得する必要がありますが、同時に2つ以上の業種の許可を取得することもでき、また、現在取得している許可業種とは別の業種を追加して取得することもできます。

4 許可の区分

(1) 大臣許可と知事許可

建設業の許可は、次に掲げる区分に従い、国土交通大臣又は都道府県知事が許可を行います。

ア 大臣許可…2以上の都道府県の区域内に営業所を設けて営業しようとする場合

許可行政庁：本店の所在地を所管する地方整備局長等

イ 知事許可…1の都道府県の区域内のみに営業所を設けて営業しようとする場合

許可行政庁：営業所の所在地を管轄する都道府県知事

* 「営業所」とは、本店又は支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所（請負契約の見積り、入札、狭義の契約締結等請負契約の締結に係る実体的な行為を行う事務所をいい、契約書の名義人が当該事務所を代表する者であるか否かを問わない。）をいう。

また、これら以外であっても、他の営業所に対して請負契約に関する指導監督を行うなど、建設業に係る営業に実質的に関与する場合も、ここでいう営業所になる。ただし、単に登記上本店とされているだけで、実際には建設業に関する営業を行わない店舗や、建設業とは無関係な支店、営業所等は、ここでいう営業所には該当しない。

* 営業所は、当該許可に係る営業所のみでなく、当該建設業者についての当該許可に係る建設業を営むすべての営業所をいい、許可を受けた業種について軽微な建設工事のみ行う営業所についても法に規定する営業所に該当し、当該営業所が主たる営業所の所在する都道府県以外の区域内に設けられている場合は、国土交通大臣の許可として取り扱う。

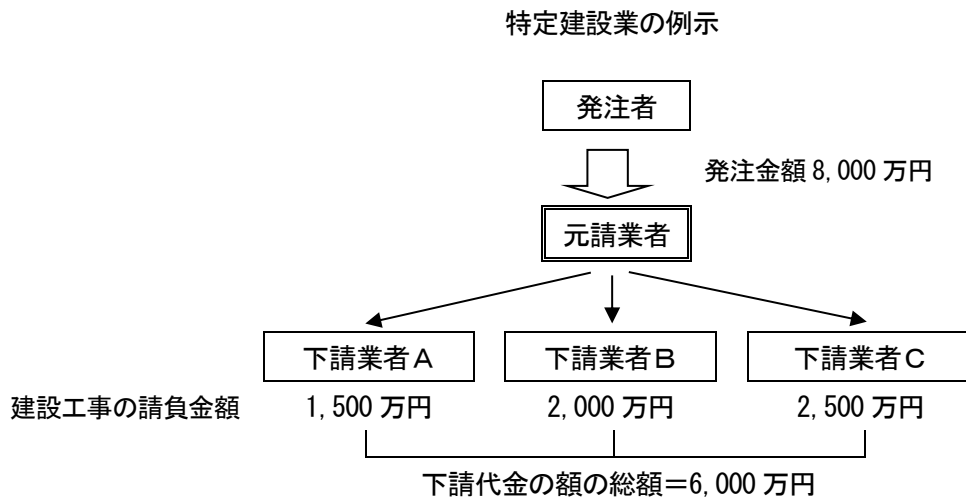
* 大臣許可と知事許可の別は、営業所の所在地で区分されるものであり、営業し得る区域又は建設工事を施工し得る区域に制限はない（例えば、兵庫県知事許可の業者であっても建設工事の施工は全国どこでも行うことが可能である。）。

(2) 一般建設業と特定建設業

建設業の許可は、下請契約の規模等により「一般建設業」と「特定建設業」の別に区分して行われます。

ア 特定建設業

発注者から直接請け負う1件の建設工事について、下請代金の額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）以上（税込み）となる下請契約を締結する場合（令第2条）



イ 一般建設業

上記ア以外は、一般建設業の許可で差し支えありません。

- * 発注者から直接請け負う請負金額については、一般・特定に関わらず制限はない。
- * 発注者から直接請け負った1件の工事が比較的規模の大きな工事であっても、その大半を自社で直接施工するなど、常時、下請代金の総額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満であれば、一般建設業の許可でも差し支えない。
- * 上記の下請代金の制限は、発注者から直接請け負う建設工事（建設業者）に対するもので、下請負人として工事を施工する場合には、このような制限はない。

5 許可の有効期間

- (1) 建設業の許可の有効期間は、5年間です。
 - * 許可の有効期間は、許可のあった日から5年目の許可があった日に対応する日の前日をもって満了する。なお、当該期間の末日が日曜等の休日であってもその日をもって満了する。
- (2) 許可は、5年ごとに更新を受けなければ、失効しますので、十分ご注意ください。
- (3) 更新は、従前の許可の有効期間が満了する日の3か月前から30日前までに申請する必要があります。

6 許可の申請

(1) 許可申請書類の提出先

ア 大臣許可

大臣許可については、令和2年4月1日以降、直接国土交通省近畿地方整備局（許可行政庁）あてに郵送または持参して提出します（兵庫県庁を経由しません）。詳しくは近畿地方整備局のホームページでご確認ください。

イ 知事許可

知事許可については、申請者の主たる営業所の所在地を所管する土木事務所（許可行政庁）に提出します。提出先は目次の「建設業許可申請先等一覧」のページでご確認ください。

(2) 許可手数料

ア 知事許可

- ① 新規の許可 9万円（兵庫県収入証紙）
- ② 更新及び同一許可区分での追加許可 各5万円（兵庫県収入証紙）

イ なお、申請区分ごとの許可手数料は、表1のとおりです。

* 同一許可区分とは、一般建設業と特定建設業との許可区分をいう。

(3) 許可申請書類の提出部数

許可申請書類等については、表2により、次の部数を提出してください。

なお、許可申請書類等は、兵庫県ホームページ「建設業許可申請書等のダウンロード（令和2年10月以降）」からダウンロードすることができます。

ア 知事許可

正本1部、副本1部

- (注意) ・表紙は色付き紙でなくても構いません。
・正本1部を作成の上、コピーして副本を作成してください。

※インターネットが利用できない場合の入手方法

(一社) 兵庫県建設業協会本部へお問い合わせください。

所在地：〒651-2277

神戸市西区美賀多台1-1-2

電話：078-997-2300

(有償頒布となります。郵送を希望される場合は別途送料が必要です。)

(4) 建設業許可通知書の交付方法

建設業許可通知書は、申請者（代理人）に対し「簡易書留による郵送」、又は「手交」により交付します。

なお、更新申請の場合、申請日や郵便発送の手続等により、許可の有効期間満了後に許可通知書が届くことがあります。建設業法上、それまでの間は従前の許可が有効の取扱いとなります。

表1 許可手数料の額一覧表

申請区分			許可手数料	
			知事訶	
1	新規	現在、どの許可行政庁からも建設業の許可を受けていない者が、新たに許可を受けようとする場合	般のみ、特のみ	9万円
			般+特	18万円
2	許可換 新規	現在有効な許可を受けている許可行政庁以外の許可行政庁に対し、新たに許可を申請する場合 ・他の都道府県知事許可から兵庫県知事許可へ ・兵庫県知事許可から大臣許可へ ・大臣許可から兵庫県知事許可へ	般のみ、特のみ	9万円
			般+特	18万円
3	般・特 新規	・現在一般建設業の許可のみを受けている者が新たに特定建設業の許可を申請する場合 ・現在特定建設業の許可のみを受けている者が新たに一般建設業の許可を申請する場合(ただし、特定のみ業者がすべての許可を一般にする場合は「般・特新規」ではなく「新規」となる。)	般のみ、特のみ	9万円
4	業種 追加	・現在一般建設業の許可業者が他の業種の一般建設業の許可を追加して申請する場合 ・現在特定建設業の許可業者が他の業種の特定建設業の許可を追加して申請する場合	般のみ、特のみ	5万円
			般+特	10万円
5	更新	既に受けている建設業の許可をそのままの要件で引き続き申請する場合	般のみ、特のみ	5万円
			般+特	10万円
6	般・特新規 +業種追加	上記3と4の申請を同時に申請する場合	特の新規+般の追加	14万円
			般の新規+特の追加	14万円
7	般・特新規 +更新	上記3と5の申請を同時に申請する場合	特の新規+般の更新	14万円
			般の新規+特の更新	14万円
8	業種 追加+ 更新	上記4と5の申請を同時に申請する場合	般の追加+般の更新	10万円
			般の追加+特の更新	10万円
			特の追加+般の更新	10万円
			特の追加+特の更新	10万円
			般の追加+般の更新+特の更新	15万円
			般の追加+特の追加+般の更新	15万円
			般の追加+特の追加+特の更新	15万円
			特の追加+般の更新+特の更新	15万円
9	般・特新規 +業種追加 +更新	上記3と4と5の申請を同時に申請する場合	特の新規+般の追加+般の更新	19万円
			般の新規+特の追加+特の更新	19万円

* 許可は、一般建設業と特定建設業の別に区分して行われ、同時に1の建設業(業種)につき一般建設業の許可と特定建設業の許可が重複することはあり得ない。ただし、1の建設業者につき2以上の業種について、それぞれ一般建設業の許可及び特定建設業の許可を取得することができる。

表2 許可申請に必要な書類一覧表

様式 番号	提出書類	新規		許可換 新規		般・ 特 新 規	業 種 追 加	更新		般・ 特 新 規 + 業 種 追 加	般・ 特 新 規 + 更 新	業 種 追 加 + 更 新	般・特 新 規 + 業 種 追 加 + 更 新	備 考
		法 人	個 人	法 人	個 人			一 般	特 定					
1号	建設業許可申請書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	* 1
別紙1	役員等の一覧表	○		○		△	△	△	△	△	△	△	△	* 2、法人のみ
別紙2(1)	営業所一覧表(新規許可等)	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	新規許可等の場合
別紙2(2)	営業所一覧表(更新)							○	○		○	○	○	更新の場合
別紙3	収入印紙、証紙、登録免許税領収証書又は許可手数料領収証書はり付け欄	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
別紙4	専任技術者一覧表	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
2号	工事経歴書	○	○			○	○			○	○	○	○	* 3
3号	直前3年の各事業年度における工事施工金額	○	○			○	○			○	○	○	○	
4号	使用人数	○	○			○	○			○	○	○	○	
6号	誓約書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	登記されていないことの証明書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	* 4
	身分証明書等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	* 4
7号	常勤役員等(経営業務の管理責任者等)証明書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
別紙	常勤役員等の略歴書	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	* 5
7号の2	常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	
別紙1	常勤役員等の略歴書	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	* 5
別紙2	常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	* 5
7号の3	健康保険等の加入状況	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	* 6
8号	専任技術者証明書(新規・変更)	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	
9号	実務経歴証明書	△	△	△	△	△	△			△	△	△	△	* 7
	資格証明書、卒業証明書等	△	△	△	△	△	△			△	△	△	△	
10号	指導監督的実務経歴証明書	△	△	△	△	△	△			△	△	△	△	* 7
11号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	* 8
12号	許可申請者の住所、生年月日等に関する調書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	* 9
13号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	* 8
14号	株主(出資者)調書	○		○				□	□		□	□	□	
15号	貸借対照表(法人用)	○		○										
16号	損益計算書・完成工事原価報告書(法人用)	○		○										
17号	株主資本等変動計算書(法人用)	○		○										
17号の2	注記表(法人用)	○		○										
17号の3	附属明細表(法人用)	△		△										* 10
18号	貸借対照表(個人用)		○		○									
19号	損益計算書(個人用)		○		○									
	定款(法人の場合)	○		○				□	□		□	□	□	
	登記事項証明書(商業登記)	○	△	○	△			□	□		□	□	□	* 11
20号	営業の沿革	○	○	○	○			○	○		○	○	○	
20号の2	所属建設業者団体	○	○	○	○			□	□		□	□	□	
20号の3	主要取引金融機関名	○	○	○	○			□	□		□	□	□	
	納税証明書(納付すべき額及び納付済額)	○	○	○	○									* 12
	許可要件・営業所等確認資料	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	* 13

* 1 申請者が法人の場合には当該法人番号を記入し、裏付け資料として法人番号指定通知書の写又は国税庁法人番号公表サイト(<http://www.houjin-bangou.nta.go.jp/>)で検索した画面コピーを提示すること。

- * 2 「役員等の一覧表」の記載する者は、申請者が法人である場合においては、建設業法第5条第3号に規定する役員等（「役員等」以下同じ）に該当する者である。「業務を執行する社員」とは持分会社の業務を執行する社員を、「取締役」とは株式会社の取締役を、「執行役」とは指名委員会等設置会社の執行役を、「これらに準ずる者」とは法人格のある各種の組合等の理事等（執行役員、監査役、会計参与、監事及び事務局長等を除く）をいう。「相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者」としては少なくとも相談役、顧問、総株主の議決権の100分の5以上を有する株主若しくは出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者（個人である者に限る。）について記載することとし、その他、名称役職の如何を問わず取締役と同等以上の支配力を有する者が社員の一員である場合にはその者についても記載する。
- 申請者が個人である場合においては、経營業務の管理責任者となる者を記載すること。

<建設業法第5条第3号（抜粋）>

三 法人である場合においては、その資本金額（出資総額を含む。以下同じ。）及び役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者又は相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者をいう。以下同じ。）の氏名

- * 3 「工事経歴書」は、経営規模等評価の申請を行う場合には、完成工事について、元請工事（発注者から直接請け負った工事）に係る請負代金の額の合計額の7割（1,000億円を限度）を超えるまで、大きい順に記載し（ただし、元請工事含まれる軽微な建設工事は10件を超えて記載する必要はない。）、続けて、総完成工事高の7割（1,000億円を限度）を超えるまで、元請・下請工事の別に関わらず、請負代金の額の大きい順に（元請工事を除く。）記載する（ただし、軽微な建設工事に該当する工事は10件を超えて記載する必要はない。）。また、経営規模等評価の申請を行わない場合には、完成工事について、主な工事の請負代金の額の大きい順に記載する。
- なお、「注文者」及び「工事名」の記入に際しては、その内容により個人の氏名が特定されることのないよう十分に留意すること。
- * 4 「登記されていないことの証明書」は、許可申請者（個人事業主、法人の役員（顧問、相談役、総株主の議決権の100分の5以上を有する株主若しくは出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者は除く））及び令第3条に規定する使用人が、成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書をいい、「身分証明書」は、許可申請者及び令第3条に規定する使用人が、成年被後見人又は被保佐人とみなされる者に該当せず、また、破産者で復権を得ないものに該当しない旨の本籍地の市区町村の長の証明書をいう（いずれも提出前3か月以内のもの。なお、外国籍の方については、「身分証明書」は発行されないので、「登記されていないことの証明書（国籍入）」のみ添付すること。）なお、「登記されていないことの証明書」（または「身分証明書」）において成年被後見人・被保佐人である旨、記載されていた場合でも、契約の締結及びその履行にあたり必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができる能力を有する旨の医師の診断書が提出されれば欠格要件に該当とはなりません。詳しくは国土交通省ホームページで直近の「建設業許可事務ガイドライン」を検索のうえご確認ください。（診断書のひな形は手引きP42、43をご確認ください。）
- * 5 常勤の役員等についての略歴を記載し、建設業の経営経験が明らかになる様に具体的に記載すること。
- * 6 健康保険等（健康保険、厚生年金保険、雇用保険）の加入確認資料が必要である（詳細については、「健康保険等の加入確認書類等について（お知らせ）」（p34）を確認してください。）
- * 7 証明書のうち、「実務経験証明書」（9号）、「指導監督的実務経験証明書」（10号）、「申請者」と「証明者」とが異なる場合は、証明者の印鑑証明書（提出前3か月以内のもの）を添付すること。
- * 8 11号、13号の「建設業法施行令第3条に規定する使用人」とは、建設工事の請負契約の締結及びその履行に当たって、一定の権限を有すると判断される者、すなわち支配人及び支店又は営業所（主たる営業所を除く。）の代表者で、当該営業所において締結される請負契約について総合的に管理することが求められ、原則として、当該営業所において休日その他勤務を要しない日を除き一定の計画のもとに毎日所定の時間中、その職務に従事している者をいう。

- * 9 第1号別紙1「役員等の一覧表」に記載した、法人の役員、顧問、相談役又は総株主の議決件の100分の5以上を有する株主若しくは出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者（個人である者に限る。以下「株主等」という。）を記載し、申請者が個人である場合は、事業主について記載すること。ただし、第7号別紙「常勤役員等の略歴書」に記載した者については当該様式の作成を要しない。株主等については、「役名等」の欄には「株主等」と記載し、「賞罰」の欄への記載並びに署名及び押印を要しない。
- * 10 17号の3「附属明細表」は、①資本金の額が1億円超又は②最終事業年度の貸借対照表の負債の部に計上した金額の合計額が200億円以上の株式会社（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第3条第2項に規定する特例有限会社を除く。）が対象となる。ただし、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第24条に規定する有価証券報告書の提出会社は、有価証券報告書の写しの提出をもって附属明細表の提出に代えることができる。
- * 11 登記事項証明書（商業登記）については、必要に応じて現在事項証明書、履歴事項証明書、閉鎖事項証明書、代表者事項証明書（いずれも提出前3か月以内のもの）を提出すること（個人の場合は、支配人登記を行っている場合のみ提出すること。詳細は、建設業許可申請先（目次参照）に確認してください。）。
- * 12 ・納税証明書は、知事許可の場合：事業税（納税証明書(1)）
- * 13 ・許可要件・営業所等確認資料は「確認資料について（お知らせ）」（p35）を参照ください。

7 許可証明書の発行（兵庫県知事許可業者のみ）

許可証明書は、入札参加資格等において現に建設業の許可を有していることを証明する必要がある場合、更新等の申請後、従前の許可の有効期間を経過しても当該申請の処分がなされず、その間において建設工事の発注者や契約の相手方の建設業者等から許可の状況を証明してほしい旨の要請があった場合などに発行しています。

なお、許可証明書の発行手数料は、1通400円（兵庫県収入証紙）です（なお、許可証明書様式は、兵庫県ホームページ（http://web.pref.hyogo.lg.jp/wd37/wd37_000000014.html）からダウンロードできます。）。

8 許可の基準

建設業の許可を受けるためには、法第7条に規定する4つの「許可要件」を備えていること及び法第8条に規定する「欠格要件」に該当しないことが必要です。

(1) 許可要件

〔その1〕

建設業に係る経営業務の管理を適正に行うに足りる能力を有するものとして国土交通省令で定める基準【※】に適合するものであること。（法第7条第1号、同第15条第1号）

【※】国土交通省令で定める基準

(1) 次のいずれかに該当するものであること。

イ 常勤役員等のうち一人が、次のいずれかに該当する者であること。

- (1) 建設業に関し5年以上経営業務の管理責任者としての経験を有する者
- (2) 建設業に関し5年以上経営業務の管理責任者に準ずる地位にある者（経営業務を執行する権限の委任を受けた者に限る。）として経営業務を管理した経験を有する者
- (3) 建設業に関し6年以上経営業務の管理責任者に準ずる地位にある者として経営業務の管理責任者を補佐する業務に従事した経験を有する者

ロ 常勤役員等のうち一人が、次のいずれかに該当する者であって、かつ、財務管理の業務経験を有する者、労務管理の業務経験を有する者及び業務運営の業務運営の業務経験を有する者を直接に補佐する者としてそれぞれ置くものであること。

- (1) 建設業に関し、2年以上役員等としての経験を有し、かつ、5年以上役員等又は役員等に次ぐ職制上の地位にある者（財務管理、労務管理又は業務運営の業務を担当するものに限る。）としての経験を有する者
- (2) 5年以上役員等としての経験を有し、かつ、建設業に関し、2年以上役員等としての経験を有する者

ハ 国土交通大臣がイ又はロに掲げるものと同等以上の経営体制を有すると認定したもの。

※参考 常勤役員等及び常勤役員等を直接に補佐する者について

下記の1、2、3、4又は5の組み合わせのうち、いずれかの要件を満たす必要があります。

No.	常勤役員等のうち1名	常勤役員等を直接に補佐する者
1	建設業に関し5年以上経營業務の管理責任者としての経験を有する者	不要
2	建設業に関し5年以上経營業務の管理責任者に準ずる地位にある者（経營業務を執行する権限の委任を受けた者に限る。）として経營業務を管理した経験を有する者	不要
3	建設業に関し6年以上経營業務の管理責任者に準ずる地位にある者として経營業務の管理責任者を補佐する業務に従事した経験を有する者	不要
4	建設業に関し、2年以上役員等としての経験を有し、かつ、5年以上役員等又は役員等に次ぐ職制上の地位にある者（財務管理、労務管理又は業務運営の業務を担当するものに限る。）としての経験を有する者	許可の申請を行う建設業者において5年以上の、財務管理、労務管理及び業務運営の業務経験を有する者（各業務経験を1人が兼ねても、それぞれ業務経験を有する者を設置してもよい）
5	5年以上役員等としての経験を有し、かつ、建設業に関し、2年以上役員等としての経験を有する者	許可の申請を行う建設業者において5年以上の、財務管理、労務管理及び業務運営の業務経験を有する者（各業務経験を1人が兼ねても、それぞれ業務経験を有する者を設置してもよい）

(2) 次のいずれにも該当する者であること。

イ健康保険法第3条第3項に規定する適用事業所に該当する全ての営業所に関し、健康保険法施行規則第19条第1項の規定による届書を提出した者であること。

ロ厚生年金保険法第6条第1項に規定する適用事業所に該当する全ての営業所に関し、厚生年金保険法施行規則第13条第1項の規定による届書を提出した者であること。

ハ雇用保険法第5条第1項に規定する適用事業の事業所に該当する全ての営業所に関し、雇用保険法施行規則第141条第1項の規定による届書を提出した者であること。

* 「常勤役員等」とは、法人である場合においてはその役員のうち常勤であるもの、個人である場合にはその者又はその支配人をいい、「役員」とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。

* 「業務を執行する社員」とは、持分会社の業務を執行する社員をいう。

* 「取締役」とは、株式会社の取締役をいう。

* 「執行役」とは、指名委員会等設置会社の執行役をいう。

* 「これらに準ずる者」とは、法人格のある各種の組合等の理事等のほか、業務を執行する社員、取締役又は執行役に準ずる地位にあって、許可を受けようとする建設業の経營業務の執行に関し、取締役会の決議を経て取締役会又は代表取締役から具体的な権限委譲を受けた執行役員等をいう。当該執行役員等が、「これらに準ずる者」に該当するか否かの判断に当たっては、規則別記様式第七号等に加え、次に掲げる書類により確認するものとする。

- ・ 執行役員等の地位が業務を執行する社員、取締役又は執行役に次ぐ職制上の地位にあることを確認するための書類 → 組織図その他これに準ずる書類
- ・ 業務執行を行う特定の事業部門が許可を受けようとする建設業に関する事業部門であることを確認するための書類 → 業務分掌規程その他これに準ずる書類
- ・ 取締役会の決議により特定の事業部門に関して業務執行権限の委譲を受ける者として選任され、かつ、取締役会の決議により決められた業務執行の方針に従って、特定の事業部門に関して、代表取締役の指揮及び命令のもとに、具体的な業務執行に専念する者であることを確認するための書類

- 定款、執行役員規程、執行役員職務分掌規程、取締役会規則、取締役就業規程、取締役会の議事録その他これらに準ずる書類
- * 「役員のうち常勤であるもの」とは、原則として本社、本店等において休日その他勤務を要しない日を除き一定の計画のもとに毎日所定の時間中、その職務に従事している者がこれに該当する。なお、建築士事務所を管理する建築士、宅地建物取引業者の専任の宅地建物取引士等の他の法令で専任を要するものと重複する者は、専任を要求する営業体及び場所が同一である場合を除き「常勤であるもの」には該当しない。
 なお、「役員」には、「これらに準ずる者」に該当する場合を除き、執行役員、監査役、会計参与、監事及び事務局長等は含まれない。
 - * 「支配人」とは、営業主に代わって、その営業に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をなす権限を有する使用人をいう。
 - * 「建設業に関し」とは、全ての建設業の種類をいい、業種ごとの区別はなく、全て建設業に関するものとして取り扱うこととする。
 - * 「経營業務の管理責任者としての経験を有する者」とは、業務を執行する社員、取締役、執行役若しくは法人格のある各種の組合等の理事等、個人の事業主又は支配人その他支店長、営業所長等営業取引上対外的に責任を有する地位にあって、経營業務の執行等建設業の経營業務について総合的に管理した経験を有する者をいう。
 - * 「経營業務の管理責任者に準ずる地位にある者（経營業務を執行する権限の委任を受けた者に限る。）として経營業務を管理した経験」とは、取締役会設置会社において、取締役会の決議により特定の事業部門に関して業務執行権限の委譲を受ける者として選任され、かつ、取締役会によって定められた業務執行方針に従って、代表取締役の指揮及び命令のもとに、具体的な業務執行に専念した経験をいう。
 (1)イに該当するか否かの判断に当たっては、規則別記様式第七号等に加え、次に掲げる書類において、被認定者が(1)イに掲げる条件に該当することが明らかになっていることを確認するものとする。
 - ・ 執行役員等の地位が業務を執行する社員、取締役又は執行役に次ぐ職制上の地位にあることを確認するための書類 →組織図その他これに準ずる書類
 - ・ 業務執行を行う特定の事業部門が許可を受けようとする建設業に関する事業部門であることを確認するための書類 →業務分掌規程その他これに準ずる書類
 - ・ 取締役会の決議により特定の事業部門に関して業務執行権限の委譲を受ける者として選任され、かつ、取締役会の決議により決められた業務執行の方針に従って、特定の事業部門に関して、代表取締役の指揮及び命令のもとに、具体的な業務執行に専念する者であることを確認するための書類
 →定款、執行役員規程、執行役員職務分掌規程、取締役会規則、取締役就業規程、取締役会の議事録その他これらに準ずる書類
 - ・ 執行役員等としての経営管理経験の期間を確認するための書類
 →取締役会の議事録、人事発令書その他これに準ずる書類
 - * 「経營業務を補佐した経験」（以下「補佐経験」という。）とは、経營業務の管理責任者に準ずる地位（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくは法人格のある各種の組合等の理事等、個人の事業主又は支配人その他支店長、営業所長等営業取引上対外的に責任を有する地位に次ぐ職制上の地位にある者）にあって、許可を受けようとする建設業に関する建設工事の施工に必要とされる資金の調達、技術者及び技能者の配置、下請業者との契約の締結等の経營業務全般について、従事した経験をいう。
 - * 6年以上の補佐経験を有する者については、法人、個人又はその両方であるかを問わないものとする。補佐経験を有する者に該当するか否かの判断に当たっては、規則別記様式第七号及び建設業法許可ガイドライン別紙6による認定調書に加え、次に掲げる書類において、被認定者が(2)イに掲げる条件に該当することが明らかになっていることを確認するものとする。
 - ・ 被認定者による経験が業務を執行する社員、取締役、執行役若しくは法人格のある組合等の理事等、個人の事業主又は支配人その他支店長、営業所長等営業取引上対外的に責任を有する地位に次ぐ職制上の地位における経験に該当することを確認するための書類 →組織図その他これに準ずる書類

- ・ 被認定者における経験が補佐経験に該当することを確認するための書類
→業務分掌規程、過去の稟議書その他これらに準ずる書類

- ・ 補佐経験の期間を確認するための書類
→人事発令書その他これらに準ずる書類

* 「財務管理の業務経験」とは、建設工事を施工するにあたって必要な資金の調達や施工中の資金繰りの管理、下請業者への代金の支払いなどを行う部署におけるこれらの業務経験をいう。「労務管理の業務経験」とは、社内や工事現場における勤怠の管理や社会保険関係の手続きを行う部署におけるこれらの業務経験をいう。「業務運営の経験」とは、会社の経営方針や運営方針を策定、実施する部署におけるこれらの業務経験をいう。これらの経験は、常勤役員等を直接に補佐する者になろうとする建設業を営む者の経験に限られる。「直接に補佐する」とは、常勤役員等との間に他の者を介在させることなく、組織体系上及び実態上当該常勤役員等から直接指揮命令を受け業務を行うことをいう。(1)口に該当するか否かの判断に当たっては、規則別記様式第七号の二及び別紙6による認定調書に加え、次に掲げる書類において、被認定者が規則第7条第1号口に掲げる条件に該当することが明らかになっていることを確認するものとする。

- ・ 被認定者による経験が業務を補佐経験に該当することを確認するための書類
→組織図その他これに準ずる書類
- ・ 被認定者における経験が補佐経験に該当することを確認するための書類
→業務分掌規程、過去の稟議書その他これらに準ずる書類
- ・ 補佐経験の期間を確認するための書類
→人事発令書その他これらに準ずる書類

* 「役員等に次ぐ職制上の地位」とは、申請者の社内の組織体系において役員等に次ぐ役職上の地位にある者をいい、必ずしも代表権を有することを要しない。なお、職制上の地位にあるかについては、提出された組織図などで確認する。

(1)口に該当するか否かの判断に当たっては、規則別記様式第七号の二及び別紙6による認定調書に加え、次に掲げる書類において、被認定者が規則第7条第1号口(1)に掲げる条件に該当することが明らかになっていることを確認するものとする。

- ・ 被認定者による経験が業務を執行する社員、取締役、執行役、若しくは法人格のある各種の組合等の理事等、個人の事業主又は支配人その他支店長、営業所長等営業取引上対外的に責任を有する地位に次ぐ職制上の地位における経験に該当することを確認するための書類
→組織図その他これに準ずる書類
- ・ 被認定者における経験が補佐経験に該当することを確認するための書類
→業務分掌規程、過去の稟議書その他これらに準ずる書類
- ・ 補佐経験の期間を確認するための書類
→人事発令書その他これらに準ずる書類

* 本号のイ、ロ又はハに該当する者が法第7条第2号に規定する営業所に置かれる専任技術者としての基準を満たしている場合には、同一営業所（原則として本社又は本店等）内に限って当該技術者を兼ねることができるものとする。

* 社会保険の加入について

- ・ 「営業所」は法第3条に規定する営業所（本店又は支店若しくは常時請負契約を締結する事務所）であり、健康保険法第34条又は厚生年金保険法第8条の2などの規定により、二以上の適用事業所が一の適用事業所とされたことにより適用事業でなくなったものとみなされた営業所は当然ここでいう「適用事業所」には含まれない。また、雇用保険については、労働保険の保険料の徴収等に関する法律第9条の継続事業一括の手続きにより一の事業とみなされた事業に係る一の事業の事業所以外の事業所である営業所についてもここでの「適用事業の事業所」には該当しない。
- ・ 雇用保険について、営業所が一の事業所として認められず雇用保険事業所非該当承認申請書を提出している場合は、「雇用保険法の適用が除外される場合」に該当するものとし、この場合は事業所非該当承認通知書の写しを提出してください。

- * この基準は、許可を受けようとする建設業について、(1)及び(2)のいずれかに該当する者を一の建設業ごとにそれぞれ個別に置いていることを求めるものではなく、したがって二以上の建設業について許可を行う場合において、一の建設業につき(1)から(2)までのいずれかに該当する者が、他の建設業についても同時に(1)から(2)までのいずれかに該当する者であるときは、当該他の建設業についてもその者をもってこの基準を満たしているものとして取り扱うものとする。

なお、(1)から(2)までのいずれかに該当する者が〔その2〕に規定する専任の技術者としての基準を満たしている場合には、同一営業所(原則として本社又は本店等)内に限って当該技術者を兼ねることができるものとする。

なお、常勤役員等の設置は、許可要件であるので、例えば、許可を取得した後常勤役員等が退職し、後任が不在となった場合は要件欠如で許可の取消し(法第29条第1項第1号)となります(したがって、不在期間が生じないよう、あらかじめ上記要件を満たす者を選任するなど、事前に準備しておく必要があります。)

〔その2〕専任の技術者を有していること(法第7条第2号、同第15条第2号)

見積、入札、請負契約締結等の建設業に関する営業が行われる営業所ごとに、許可を受けようとする建設業に関して、一定の資格又は経験を有する専任の技術者(以下「専任技術者」という。)を設置することが必要です。

専任技術者は、許可を受けようとする建設業が一般建設業であるか特定建設業であるか、また建設業の種類により、それぞれ必要な資格等が異なります。

また、専任技術者は「営業所ごとに専任の者を設置」することとされていますので、その営業所に常勤していることが必要です。

- * 「専任」の者とは、その営業所に常勤して専らその職務に従事することを要する者をいい、会社の社員の場合には、その者の勤務状況、給与の支払状況、その者に対する人事権の状況等により「専任」か否かの判断を行い、これらの判断基準により専任性が認められる場合には、いわゆる出向社員であっても専任の技術者として取り扱う。

次に掲げる者は、原則として、「専任」の者としては取り扱えない。

- ① 住所が勤務を要する営業所の所在地から著しく遠距離にあり、常識上通勤不可能な者
- ② 他の営業所(他の建設業者の営業所を含む。)において専任を要する者
- ③ 建築士事務所を管理する建築士、専任の宅地建物取引士等他の法令により特定の事務所等において専任を要することとされている者(建設業において専任を要する営業所が他の法令により専任を要する事務所等を兼ねている場合、その事務所等において専任を要する者を除く。)
- ④ 他に個人営業を行っている者、他の法人の常勤役員である者等他の営業等について専任に近い状態にあると認められる者

なお、経營業務の管理責任者と同様、専任技術者の設置も許可要件の1つであるので、許可を取得した後専任技術者が不在となった場合は許可の取消し対象等になります。

一般建設業の許可を受けようとする場合

- ① 指定学科修了者で高卒後5年以上又は大卒後3年以上の実務の経験を有する者(法第7条第2号イ該当)

許可を受けようとする建設業に係る建設工事に関し、高等学校若しくは中等教育学校卒業後5年以上又は大学若しくは高等専門学校卒業後3年以上の実務経験を有し、かつ、それぞれ在学中に許可を受けようとする建設業に係る建設工事ごとに国土交通省令で定める学科(指定学科)を修めた者

- * 「指定学科」

建設業法施行規則第1条で規定されている学科で、建設業の種類ごとにそれぞれ密接に関連する学科として指定されている。

- * 「実務の経験」とは、建設工事の施工に関する技術上のすべての職務経験をいい、ただ単に建設工事の雑務のみの経験年数は含まれないが、建設工事の発注に当たって設計技術者として設計に従事し、又は現場監督技術者として監督に従事した経験、土工及びその見習いに従事した経験等も含めて取り扱うものとする。

また、実務の経験の期間は、具体的に建設工事に携わった実務の経験で、当該建設工事に係る経験期間を積み上げ合計して得た期間とする。ただし、経験期間が重複しているものにあつては二重に計算しない。

* 勤務場所が同一の営業所である限り、専任技術者と経營業務の管理責任者との重複は認められる。

② 10年以上の実務の経験を有する者（法第7条第2号ロ該当）

許可を受けようとする建設業に係る建設工事に関して、10年以上の実務の経験を有している者

③ 国土交通大臣が①又は②に掲げる者と同等以上の知識及び技術又は技能を有すると認定した者（法第7条第2号ハ該当）（建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号。以下「規則」という。）第7条の3）

ア 許可を受けようとする建設業に係る建設工事に関して、旧実業学校卒業程度検定規程による検定で指定学科合格後5年以上又は専門学校卒業程度検定規程による検定で指定学科合格後3年以上の実務の経験を有する者

イ 許可を受けようとする建設業に係る建設工事ごとに定められた技術検定、技能検定等に合格した者

特定建設業の許可を受けようとする場合

① 国家資格者（法第15条第2号イ該当）

法第27条第1項の規定による技術検定その他法令の規定による試験で許可を受けようとする建設業の種類に応じ国土交通大臣が定めるものに合格した者又は他の法令の規定による免許で許可を受けようとする建設業の種類に応じ国土交通大臣が定めるものを受けた者

② 指導監督の実務経験を有する者（法第15条第2号ロ該当）

上記の一般建設業の許可を受けようとする場合の要件のいずれかに該当する者のうち、許可を受けようとする建設業に係る建設工事で、発注者から直接請け負い、その請負代金の額が4,500万円以上であるもの（令第5条の3）に関して2年以上指導監督的な実務経験を有する者

* 「指導監督の実務経験」

建設工事の設計、施工の全般にわたって工事現場主任や現場監督者のような立場で工事の技術面を総合的に指導監督した経験をいう。

* 指定建設業の許可（下記参照）を受けようとする場合は、この②の要件に該当しても許可は取得できない（①又は下記③のいずれかの要件を満たすことが必要である。）。

③ 大臣特別認定者：建設省告示第128号（平成元年1月30日）の対象者（法第15条第2号ハ該当：同号イと同等以上の能力を有する者）

・ 国土交通大臣が①又は②に掲げる者と同等以上の知識及び技術又は技能を有すると認定した者

・ 指定建設業7業種に関して、過去に特別認定講習を受け、当該講習の効果評定に合格した者又は国土交通大臣が定める考査に合格した者

* 「指定建設業」

施工技術の総合性、施工技術の普及状況、その他の事情等を勘案して定められた業種で、現在、次の7業種が定められている（令第5条の2）。

土木工事業、 建築工事業、 電気工事業、 管工事業、 鋼構造物工事業、 舗装工事業、 造園工事業

* 上記の「指定建設業」を受けようとする場合に設置しなければならない専任技術者は、①又は③の要件を満たす必要がある。

* 上記③の特別認定講習及び考査については、指定建設業制度が導入された際に行われたものであり、現在は実施されていない。

[その3] 請負契約に関して誠実性を有していること（法第7条第3号、同第15条第1号）

許可を受けようとする者が、法人である場合にはその法人、役員等、支店又は営業所の代表者が、個人である場合には本人又は支配人が、請負契約に関して不正又は不誠実な行為をするおそれがあるからでないことが必要です。

- * 1 「不正な行為」とは、請負契約の締結又は履行の際における詐欺、脅迫、横領等法律に違反する行為をいい、「不誠実な行為」とは、工事内容、工期、天災等不可抗力による損害の負担等について請負契約に違反する行為をいう。
- * 2 申請者が法人である場合においては当該法人、その非常勤役員を含む役員等及び一定の使用人が、申請者が個人である場合においてはその者及び一定の使用人が、建築士法（昭和25年法律第202号）、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）等の規定により不正又は不誠実な行為を行ったことをもって免許等の取消処分を受け、その最終処分から5年を経過しない者である場合は、原則としてこの基準を満たさないものとして取り扱われる。
- * 3 許可を受けて継続して建設業を営んでいた者については、* 1に該当する行為をした事実が確知された場合又は* 2のいずれかに該当する者である場合を除き、この基準を満たすものとして取り扱われる。

〔その4〕請負契約を履行するに足る財産的基礎又は金銭的信用を有していること（法第7条第4号、第15条第3号）

* 「請負契約」には、工事1件の請負代金の額が建築一式工事にあつては1,500万円に満たない工事又は延べ面積150平方メートルに満たない木造住宅工事に係るもの、建築一式工事以外の工事にあつては500万円に満たない工事に係るものを含まない。

なお、これらの額は、同一の建設業を営む者が工事の完成を2以上の契約に分割して請け負うときは、正当な理由に基づいて契約を分割したときを除き、各契約の請負代金の額の合計額とし、また、注文者が材料を提供する場合においては、その市場価格又は市場価格及び運送費を当該請負契約の請負代金の額に加えた額とする。

* この基準を満たしているかどうかの判断は、倒産することが明白である場合を除き、原則として既存の企業にあつては申請時の直前の決算期における財務諸表により、新規設立の企業にあつては創業時における財務諸表により、それぞれ行う。

また、この基準に適合するか否かは当該許可を行う際に判断するものであり、許可をした後にこの基準に適合しないこととなっても直ちに当該許可の効力に影響を及ぼすものではない。

一般建設業の許可を受ける場合

次のいずれかに該当すること。

- ① 自己資本が500万円以上であること
- ② 500万円以上の資金調達能力を有すること
- ③ 許可申請直前の過去5年間許可を受けて継続して営業した実績を有すること

* 「自己資本」とは、法人にあつては貸借対照表における純資産合計の額を、個人にあつては期首資本金、事業主借勘定及び事業主利益の合計額から事業主貸勘定の額を控除した額に負債の部に計上されている利益留保性の引当金及び準備金の額を、加えた額をいう。

* 「500万円以上の資金の調達能力」とは、担保とすべき不動産等を有していること等により、500万円以上の資金について取引金融機関の預金残高証明書又は融資証明書等（申請直前1か月以内のもの）を得られることをいう（許可行政庁は、これらの証明書で基準に適合するかどうかを確認する）。

特定建設業の許可を受ける場合

次のすべてに該当すること。

- ① 欠損の額が資本金の20%を超えていないこと
- ② 流動比率が75%以上であること
- ③ 資本金の額が2,000万円以上であり、かつ、自己資本の額が4,000万円以上であること

* 「欠損の額」とは、法人にあつては貸借対照表の繰越利益剰余金が負である場合にその額が資本剰余金、利益準備金及びその他の利益剰余金の合計額を上回る額を、個人にあつては事業主損失が事業主借勘定の額から事業主貸勘定の額を控除した額に負債の部に計上されている利益留保性の引当金及び準備金を加えた額を上回る額をいう。

* 「流動比率」とは、流動資産を流動負債で除して得た数値を百分率で表したもの。

* 「資本金」とは、法人にあつては株式会社の払込資本金、持分会社等の出資金額を、個人にあつては期首資本金をいう。

* 「自己資本」とは、上記一般建設業の許可を受ける場合に同じ

(2) 欠格要件（法第8条、第17条（準用））

ア 許可申請書又はその添付書類中に重要な事項について虚偽の記載があった場合や重要な事実に関する記載が欠けている場合には、許可は行われません。

イ また、許可申請者やその役員等、政令で定める使用人（令第3条に規定する使用人＝支配人及び支店又は営業所の代表者（支配人である者を除く。）。以下「令第3条の使用人」という。）が次に掲げるものに1つでも該当する場合は、許可は行われません（令第3条の使用人は、常勤性が求められます。）。

- ① 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの。なお、「登記されていないことの証明書」「身分証明書」において成年被後見人・被保佐人である旨、記載されていた場合でも、契約の締結及びその履行にあたり必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができる能力を有する旨の医師の診断書が提出できれば欠格該当とはなりません。詳しくは国土交通省ホームページで「建設業許可事務ガイドライン」をご確認ください。
- ② 不正の手段により許可を受けたこと（法第29条第1項第5号）又は営業停止処分に違反したこと等（同第6号）に該当することにより一般建設業の許可又は特定建設業の許可を取り消され、その取消の日から5年を経過しない者
- ③ 不正の手段により許可を受けたこと（法第29条第1項第5号）又は営業停止処分に違反したこと等（同第6号）に該当するとして一般建設業の許可又は特定建設業の許可の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分があった日又は処分をしないことの決定があった日までの間に法第12条第5号に該当する旨の同条の規定による廃業の届出をした者で当該届出の日から5年を経過しない者
- ④ 上記③に規定する期間内に法第12条第5号に該当する旨の同条の規定による届出があった場合において、③の通知の日前60日以内に当該届出に係る法人の役員等若しくは令第3条の使用人であった者又は当該届出に係る個人の令第3条の使用人であった者で、当該届出の日から5年を経過しない者
- ⑤ 法第28条第3項又は第5項の規定により営業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
- ⑥ 許可を受けようとする建設業について法第29条の4の規定により営業を禁止され、その禁止の期間が経過しない者
- ⑦ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- ⑧ 建設業法、建設工事の施工若しくは建設工事に従事する労働者の使用に関する法令の規定で政令で定めるもの若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定（同法第32条の3第7項及び第32条の11第1項の規定を除く。）に違反したことにより、又は刑法第204条、第206条、第208条、第208条の2、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- ⑨ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（⑩において「暴力団員等」という。）
- ⑩ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が上記①から⑨又は⑪（法人でその役員等のうちに①から④まで又は⑥から⑨までのいずれかに該当する者のあるものに係る部分に限る。）のいずれかに該当するもの
- ⑪ 法人でその役員等又は令第3条の使用人のうちに、①から④まで又は⑥から⑨までのいずれかに該当する者（②に該当する者についてはその者が法第29条第1項の規定により許可を取り消される以前から、③又は④に該当する者についてはその者が法第12条第5号に該当する旨の同条の規定による届出がされる以前から、⑥に該当する者についてはその者が法第29条の4の規定により営業を禁止される以前から、建設業者である当該法人の役員又は令第3条の使用人であった者を除く。）のあるもの

- ⑫ 個人でその支配人又は建設業に係る支店・営業所の代表者（令第3条の使用人）のうちに、上記①から④まで又は⑥から⑨までのいずれかに該当する者（②に該当する者についてはその者が法第29条第1項の規定により許可を取り消される以前から、③又は④に該当する者についてはその者が法第12条第5号に該当する旨の同条の規定による届出がされる以前から、⑥に該当する者についてはその者が法第29条の4の規定により営業を禁止される以前から、建設業者である当該個人の令第3条の使用人であった者を除く。）のあるもの
- ⑬ 暴力団員等がその事業活動を支配する者

9. 承継について

(1) 譲渡及び譲受け又は合併若しくは分割について

①譲渡及び譲受け

建設業者が許可に係る建設業の全部の譲渡を行う場合において、譲渡人及び譲受人が、あらかじめ当該譲渡及び譲受けについて、国土交通省令で定めるところにより次のア及びイに掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者の認可を受けたときは、譲受人は、当該譲渡及び譲受けについて、国土交通省令で定める者の認可を受けたときは、譲受人は、当該譲渡及び譲受けの日に、譲渡人のこの法律の規定による建設業者としての地位を承継する。

ア譲渡人が国土交通大臣の許可を受けているとき →国土交通大臣

イ譲渡人が都道府県知事の許可を受けているとき →当該都道府県知事

②合併

建設業者が合併により消滅することとなる場合において、合併消滅法人等が、あらかじめ当該合併について、国土交通省令で定めるところにより次のアからウに掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者の認可を受けたときは、合併存続法人又は合併により設立される法人は、当該合併の日に、合併消滅法人のこの法律の規定による建設業者としての地位を承継する。

ア合併消滅法人（合併消滅法人が二以上あるときは、そのいずれか）が国土交通大臣の許可を受けているとき →国土交通大臣

イ合併消滅法人が二以上ある場合において、当該合併消滅法人の全てが都道府県知事の許可を受けており、かつ、当該許可をした都道府県知事が同一でないとき→国土交通大臣

ウ合併消滅法人が二以上ある場合において、当該合併消滅法人の全てが同一の都道府県知事の許可を受けているとき、又は合併消滅法人が一である場合において当該合併消滅法人が都道府県知事の許可を受けているとき→ 当該都道府県知事

③分割

建設業者である法人が分割により建設業の全部を承継させる場合において、分割被承継法人等が、あらかじめ当該分割について、国土交通省令で定めるところにより次のアからウに掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者の認可を受けたときは、分割承継法人は、当該分割の日に、分割被承継法人のこの法律の規定による建設業者としての地位を承継する

ア分割被承継人（分割被承継法人が二以上あるときは、そのいずれか）が国土交通大臣の許可を受けているとき →国土交通大臣

イ分割被承継法人が二以上ある場合において、当該分割被承継法人の全てが都道府県知事の許可を受けており、かつ、当該許可をした都道府県知事が同一でないとき→国土交通大臣

ウ分割被承継法人が二以上ある場合において、当該分割被承継法人の全てが同一の都道府県知事の許可を受けているとき、又は当該分割被承継法人が都道府県知事の許可を受けているとき→ 当該都道府県知事

* 「許可に係る建設業の全部」とは、許可を受けている別表1の下欄に掲げる建設業の全てをいい、許可を受けている建設業の一部の許可のみの事業承継は認められない。（許可を受けている建設業の一部の事業承継を行う場合は、当該許可を廃業した上で、再度当該建設業の新規の許可を受ける必要がある。）

* 「建設業者としての地位を継承する」とは、法第3条の規定による建設業許可を受けたことよって発生する権利と義務の総体をいい、承継人は被承継人の受けた監督処分や経営事項審査の結果についても、承継することとなる。一方、法第45条から第55条までに規定される罰則については、建設業者としての立場にかかわらず、罰則の構成要件を満たす違反行為を行った被承継人という法人（個人）そのものに対して刑罰を科すものであるため、当該刑罰については、承継人に承継されるものではない。

10. 承継等に係る認可申請等について（必要な申請書等）

様式番号	名 称	譲渡及 び譲受	合 併	分 割	備 考
様式第22号の5	譲渡認可申請書（第一面）（第二面）	○			* 1
別紙1	役員等の一覧表	○			* 2
別紙2	営業所一覧表	○			* 3
別紙3	専任技術者一覧表	○			* 4
様式第22号の7	合併認可申請書（第一面）（第二面）		○		* 1
別紙1	役員等の一覧表		○		* 2
別紙2	営業所一覧表		○		* 3
別紙3	専任技術者一覧表		○		* 4
様式第22号の8	分割認可申請書（第一面）（第二面）			○	* 1
別紙1	役員等の一覧表			○	* 2
別紙2	営業所一覧表			○	* 3
別紙3	専任技術者一覧表			○	* 4
様式第2号	工事経歴書	△	△	△	
様式第3号	直前3年の各事業年度における工事施工金額	△	△	△	
様式第4号	使用人数	○	○	○	
様式第6号	誓約書 ・登記されていないことの証明書 ・身分証明書等	□	□	□	
様式第7号	常勤役員等（経營業務の管理責任者等）証明書	□	□	□	
別紙	常勤役員等の略歴書				
様式第7号の2	常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書				
別紙1	常勤役員等の略歴書				
別紙2	常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書				
様式第7号の3	健康保険等の加入状況	○	○	○	
様式第8号	専任技術者証明書（新規・変更）	□	□	□	
様式第9号	実務経験証明書	□	□	□	
様式第10号	指導監督の実務経験証明書	□	□	□	
様式第11号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表	○	○	○	
様式第12号	認可申請書の住所・生年月日に関する調書	○	○	○	
様式第13号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書	□	□	□	
様式第14号	株主出資者調書	□	□	□	
様式第15号	貸借対照表	△	△	△	
様式第16号	損益計算書 完成工事原価報告書	△	△	△	
様式第17号	株主資本等変動計算書	△	△	△	
様式第17号の2	注記表	△	△	△	
様式第17号の3	附属明細表	△	△	△	
様式第20号	営業の沿革	○	○	○	
様式第20号の2	所属建設業者団体	□	□	□	
様式第20号の3	主要取引金融機関名	□	□	□	
様式第22号の6	誓約書	○	○	○	* 5

※○提出が必須

△譲受側、合併存続法人又は分割承継法人が既に建設業許可を有している場合省略可能

□譲受側、合併存続法人又は分割承継法人が既に建設業許可を有しておりかつ記載内容に変更がなければ省略可能

- ※1 (1)申請者が法人の場合には当該法人番号を記入し、裏付け資料として法人番号指定通知書の写又は税庁法人番号公表サイト (<http://www.houjin-bangou.nta.go.jp/>) で検索した画面コピーを提示すること。
- (2)「申請者」の欄には、申請者が法人である場合は本店の所在地、商号又は名称及び代表者氏名を記載して会社印及び代表者印を押印し、申請書が個人である場合はその本店の所在地、商号又は名称及び氏名を記載して押印する。ここで本店とは、「認可申請書」(様式第二十二の五、二十二の七及び二十二の八)別紙二「営業所一覧表」の「主たる営業所」をいう。
- (3)支配人の氏名の欄には、申請者が個人の場合において、支配人すなはち営業主に代わってその営業に裁判上又は裁判外の行為をなす権限を有する使用人を置いている場合に記載すること。
- ※2「役員等の一覧表」の「役員等の氏名及び役名等」の欄に記載する者は、申請者が法人である場合においては、建設業法第5条第3号に規定する役員等(「役員等」以下同じ)に該当する者である。「業務を執行する社員」とは持株会社の業務を執行する社員を、「これらに準ずる者」とは法人格のある各種の組合等の理事等をいい、執行役員、監査役、会計参与、監事及び事務局長等は本欄の役員には含まれない。本別紙には「相談役」及び「顧問」のほか「総株主の議決権の100分の5以上を有する株主」及び「出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者」について記載させることとする。また、この他役職の如何を問わず取締役と同等以上の支配力を有する者がある場合にはその者についても記載する。
- <建設業法第5条第3号(抜粋)>
- 三 法人である場合においては、その資本金額(出資総額を含む。以下同じ。)及び役員等(業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者又は相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者をいう。以下同じ。)の氏名
- ※3「営業所一覧表」の「主たる営業所」とは、建設業を営む営業所を統括し、指揮監督する権限を有する一か所の営業所をいい、通常は本社、本店等であるが、名目上の本社、本店等であっても、その実態を有しないもの(単なる登記上の本社、本店)はこれに該当しない。
- なお、従たる営業所が複数あることにより、「営業所一覧表」が2枚以上にわたる場合は、2枚目以降については主たる営業所に係る記載を省略することができる。
- ※4「専任技術者一覧表」は、別紙2「営業所一覧表」に記載した営業所順に専任技術者名を記載する。
- ※5 適用事業所等に係る届書の提出については、事業の承継の日から、各法令で定める期間内に適用事業所等について届書を提出する必要があるところ、認可申請の時点においては、当該届書の提出を誓約する書面を提出すること。なお、誓約したとおりの届書の提出を行わなかった場合は、許可基準を満たさないこととなるため、許可の取り消し事由に該当することとなることに留意すること。

【申請書面に添付する書面について】

①譲渡及び譲受け又は合併若しくは分割に関する契約の写し等について

譲渡及び譲受け又は合併若しくは分割に関する契約の写しについては、株主総会の承認を受けたものを提出すること。(株主総会の承認が不要な場合を除く)分割が新設分割である場合にあっては、株主総会の承認を受けた新設分割計画書を提出させること。(株主総会の承認が不要な場合を除く)譲渡及び譲受けについて、個人事業主が法人に成り代わる(法人成り)場合は、当該個人事業主と法人成り後の法人との譲渡契約書を添付すること。株主総会若しくは社員総会の決議録又は無限責任社員若しくは総社員の同意書については、被承継人(被承継人が複数である場合は、すべての被承継人)及び承継人それぞれについて提出すること。

当該譲渡及び譲受け又は合併若しくは分割が、簡易組織再編行為(事業承継のうち、会社法第467条第1項第2号、第784条第2項、第796条第2項又は第805条に該当するものをいう。)に該当し、株主総会の承認が不要である場合にあっては、事業承継に関する意思の決定を証する書類を提出すること。

②合併の方法及び条件が記載された書類について

「合併の方法及び条件が記載された書類」には、新設合併又は吸収合併の別及び合併の条件(合併契約書のとおりである場合はその旨)を記載し提出すること。

③分割の方法及び条件が記載された書類について

「分割の方法及び条件が記載された書類」は、吸収分割または新設分割の別及び分割の条件(分割契約書又は分割契約書のとおりである場合はその旨)を記載し提出すること。

11. 相続について

建設業者が死亡した場合において、当該建設業者の相続人が被相続人の営んでいた建設業の全部を引き続き営もうとするときは、その相続人は、国土交通省令で定めるところにより、被相続人の死亡後三十日以内にア及びイに掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者に申請して、その認可を受けなければならない。

ア 被相続人が国土交通大臣の許可を受けている場合→国土交通大臣

イ 被相続人が都道府県知事の許可を受けていたとき→当該都道府県知事

(例外) 次のいずれかに該当するときは、国土交通大臣とする。

・相続人が国土交通大臣の許可を受けているとき

・相続人が当該都道府県知事以外の都道府県知事の許可を受けているとき

* 「建設業の全部」とは、許可を受けている別表1の下欄に掲げる建設業

の全てをいい、許可を受けている建設業の一部の許可のみの相続は認められない。

許可を受けている建設業の一部の相続を行う場合は、当該許可を廃業した上で、再度当該建設業の新規の許可を受ける必要がある。

* 「建設業者としての地位を継承する」とは、法第3条の規定による建設業許可を受けたことによって発生する権利と義務の総体をいい、承継人は被承継人の受けた監督処分や経営事項審査の結果についても、承継することとなる。なお、刑法上の罰は、個人に対して課された刑罰であるから、承継によっても引き継がれない。

12. 相続に係る認可申請書等について（必要な申請書等）

様式番号	名 称	相 続	備考
様式第22号の10	相続認可申請書	○	* 1
別紙 1	営業所一覧表	○	* 2
別紙 2	専任技術者一覧表	○	* 3
様式第 2 号	工事経歴書	△	
様式第 3 号	直前 3 年の各事業年度における工事施工金額	△	
様式第 4 号	使用人数	○	
様式第 6 号	誓約書 ・登記されていないことの証明書 ・身分証明書等	○	
様式第 7 号	常勤役員等（経營業務の管理責任者等）証明書	□	
別紙	常勤役員等の略歴書		
様式第 7 号の 2	常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書		
別紙 1	常勤役員等の略歴書		
別紙 2	常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書		
様式第 7 号の 3	健康保険等の加入状況	○	
様式第 8 号	専任技術者証明書（新規・変更）	□	
様式第 9 号	実務経験証明書	□	
様式第10号	指導監督の実務経験証明書	□	
様式第11号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表	○	
様式第12号	認可申請書の住所・生年月日に関する調書	○	
様式第13号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書	□	
様式第18号	貸借対照表	△	
様式第19号	損益計算書	△	
様式第20号	営業の沿革	○	
様式第20号の2	所属建設業者団体	□	
様式第20号の3	主要取引金融機関名	□	
様式第22号の11	誓約書	○	* 4

※○提出が必須

△相続人が既に建設業許可を有している場合省略可能

□相続人が既に建設業許可を有しておりかつ記載内容に変更がなければ省略可能

※ 1

- (1) 「申請者」の欄には、その本店の所在地、商号又は名称及び氏名を記載して押印する。ここで本店とは、「相続認可申請書」（様式第二十二の十）別紙一「営業所一覧表」の「主たる営業所」をいう。
- (2) 「支配人の氏名」の欄には、支配人すなはち営業主に代わってその営業に裁判上又は裁判外の行為をなす権限を有する使用人を置いている場合に記載すること。

※ 2 「営業所一覧表」の「主たる営業所」とは、建設業を営む営業所を統括し、指揮監督する権限を有する一か所の営業所をいい、通常は本社、本店等であるが、名目上の本社、本店等であっても、その実態を有しないもの（単なる登記上の本社、本店）はこれに該当しない。
 なお、従たる営業所が複数あることにより、「営業所一覧表」が2枚以上にわたる場合は、2枚目以降については主たる営業所に係る記載を省略することができる。

※ 3 「専任技術者一覧表」は、別紙1「営業所一覧表」に記載した営業所順に専任技術者名を記載する。

※4 適用事業所等に係る届書の提出については、既に行っている場合については、様式第7号の3及び届書を提出したことを証する書面を提出すること。認可申請時点において届書を提出していない場合には、各法令で定める期間内に、適用事業所等について届書を提出することを誓約する書面（様式第二十二号の十一）を提出すること。なお、誓約したとおり届書の提出を行わなかった場合は、許可基準を満たさないこととなるため、許可の取り消し事由に該当することとなることに留意すること。

【申請書面に添付する書面について】

- ① 申請者は、被相続人との続柄を証する戸籍謄本等を提出すること。
- ② 申請者以外に相続人がある場合には、申請者以外のすべての相続人が当該建設業を申請者が継続して営業することに対し同意する旨を記載した書面に申請者以外のすべての相続人が住所及び氏名を記載した誓約書を提出させること。

第2 許可後の留意事項について

1 変更等の届出

許可を受けた後に商号又は名称、営業所の名称及び所在地、資本金額、経營業務の管理責任者、専任技術者等に変更があったとき、毎事業年度が終了したとき等は、法第11条の規定により、その旨の変更届出書を許可行政庁に提出しなければなりません。

(1) 変更届出書の提出先等

ア 大臣許可

大臣許可については、令和2年4月1日以降、直接国土交通省近畿地方整備局（許可行政庁）あてに郵送または持参して提出します。（兵庫県庁を経由しません）

イ 知事許可

(ア) 知事許可については、届出者の主たる営業所の所在地を所管する土木事務所（許可行政庁）に提出します。

(イ) 提出部数

正本副本各1部

ただし、許可行政庁の所管区域外に主たる営業所以外の営業所を新設・移転する場合の変更届出書については、上記部数に加え、主たる営業所以外の営業所を管轄する土木事務所分の副本も提出してください。

(2) 変更事由及び提出期限

法第11条の規定により変更届出書を提出しなければならない変更事由及びその提出期限は、次のとおりです。

なお、変更届出書及び添付書類等については、表3のとおりです(兵庫県知事許可業者向け)。

変 更 事 由		提 出 期 限	
1	常勤役員等又は常勤役員等を直接補佐する者に変更又はその氏名に変更があったとき	事実の発生したときから 2週間以内	
2	専任技術者に変更等又はその氏名に変更があったとき		
3	令第3条の使用人（営業所長）に変更があったとき		
4	常勤役員等又は常勤役員等を直接補佐する者及び専任技術者が欠けた場合		
5	欠格要件に該当することとなった者があったとき		
6	商号又は名称に変更があったとき	事実の発生したときから 30日以内	
7	既存の営業所の名称、所在地又は業種に変更等があったとき		
8	資本金額（出資総額）に変更があったとき		
9	役員等（法人の役員、顧問、相談役又は総株主の議決権の100分の5以上を有する株主若しくは出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者）に変更があったとき		※株主等に変更があった場合には、変更を覚知してから30日以内
10	個人の事業主、支配人又は法人の役員等の氏名に変更があったとき		
11	支配人に変更があったとき		
12	毎事業年度（決算期）を経過したとき（決算の変更届）	毎事業年度終了後	
13	使用人数に変更があったとき	原則 12と 同時	4か月以内
14	令第3条の使用人（営業所長）の一覧表に変更があったとき		
15	定款に変更があったとき		
16	健康保険等の加入状況に変更があったとき		

表3 変更届一覧表

《事実の発生したときから2週間以内》

変 更 事 由	変更届出書等の様式	添付書類
1 常勤役員等又は常勤役員等を直接補佐する者	(常勤役員等) 常勤役員等証明書(7号) 常勤役員等の略歴書(7号別紙) (常勤役員等を直接補佐する者) 常勤役員等を直接補佐する者の証明書(7号の2) 常勤役員等の略歴書(7号の2別紙1) 常勤役員等を直接補佐する者の略歴書(7号の2別紙2) (共通) 変更届出書(22号の2)(第一面)*1 役員等の一覧表(1号別紙1) [勘により]経営業務の管理責任者に準ずる地位の証明書*2	要件(常勤性・現住所・経験)確認資料 (詳細はP36「確認資料について(お知らせ)」で確認してください。) *6
	常勤役員等又は常勤役員等を直接補佐する者の氏名の変更(改姓・改名)	(常勤役員等) 常勤役員等証明書(7号) (常勤役員等を直接補佐する者) 常勤役員等を直接補佐する者の証明書(7号の2) (共通) 変更届出書(22号の2)(第一面)*1 役員等の一覧表(1号別紙1)
2 専任技術者の変更	専任技術者証明書(新規・変更)(8号) 変更届出書(22号の2)(第一面)*1 専任技術者一覧表(1号別紙4) [勘により]実務経験証明書(9号) 指導監督的実務経験証明書(10号)*2	[場合により]資格証明書、卒業証明書、監理技術者資格者証等*6 (詳細は、後に記載の許可申請先に確認してください。)
	専任技術者の氏名の変更(改姓・改名)	専任技術者証明書(新規・変更)(8号) 変更届出書(22号の2)(第一面)*1 専任技術者一覧表(1号別紙4)
3 令3条に規定する使用人(営業所長)の変更	変更届出書(22号の2)(第一面)*1 誓約書(6号) 建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表(11号) 建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書(13号)	登記されていないことの証明書 身分証明書等*3
4 常勤役員等又は常勤役員等を直接補佐する者が欠けた場合	届出書(22号の3) ※場合によっては廃業届(22号の4)等の提出が必要です。	(詳細は、後に記載の許可申請先に確認してください。)
	専任技術者が欠けた場合	届出書(22号の3) ※場合によっては廃業届(22号の4)等の提出が必要です。
5 欠格要件に該当する者があったとき	届出書(22号の3)	同 上

《事実の発生したときから 30 日以内》

変更事由	変更届出書等の様式	添付書類
6 商号又は名称の変更	変更届出書(22号の2)(第一面) * 1	登記事項証明書(商業登記) * 4
7 営業所の名称、所在地の変更 営業所の新設 営業所の業種の変更(追加) 営業所の廃止 営業所の業種の廃止	変更届出書(22号の2)(第一面)(第二面) * 1	営業所写真(外観・内部・看板等) 登記事項証明書(商業登記(法人の場合のみ)) * 4、貸借契約書又は不動産登記簿謄本
	変更届出書(22号の2)(第一面)(第二面) * 1 誓約書(6号) 専任技術者証明書(新規・変更)(8号) [場合により]実務経験証明書(9号) 指導監督的実務経験証明書(10号) * 2 専任技術者一覧表(1号別紙4) 建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表(11号) 建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書(13号)	営業所写真(外観・内部・看板等) 登記事項証明書(商業登記(法人の場合のみ)) * 4、貸借契約書又は不動産登記簿謄本 登記されていないことの証明書 身分証明書等 * 3 [場合により]資格証明書、卒業証明書、監理技術者資格者証等 (詳細は、後に記載の許可申請先に確認してください。)
	変更届出書(22号の2)(第一面)(第二面) * 1 専任技術者証明書(新規・変更)(8号) 専任技術者一覧表(1号別紙4) [場合により]実務経験証明書(9号) 指導監督的実務経験証明書(10号) * 2	[場合により]資格証明書、卒業証明書、監理技術者資格者証等 * 6 (詳細は、後に記載の許可申請先に確認してください。)
	変更届出書(22号の2)(第一面)(第二面) * 1 届出書(22号の3) [場合により]専任技術者証明書(纏・類)(8号) 専任技術者一覧表(1号別紙4)	
8 資本金額(出資総額)の変更	変更届出書(22号の2)(第一面) * 1 [場合により]株主(出資者)調書(14号) ※株主等に変更がある場合は、役員等の変更手続きも必要です。	登記事項証明書(商業登記) * 4
9 役員等の新任 * 5 役員等の辞任・退任 * 5 代表者の変更 * 7	変更届出書(22号の2)(第一面) * 1 役員等の一覧表(1号別紙1) 誓約書(6号) 調書(12号) [場合により]株主(出資者)調書(14号) (注)調書(12号)について 株主等については、「役名等」の欄には「株主等」と記載し、「賞罰」の欄への記載並びに署名及び押印を要しない。また、顧問、相談役についても「賞罰」の欄への記載並びに署名及び押印を要しない。	登記されていないことの証明書 身分証明書等 * 3 ※顧問、相談役、株主等の新任の場合は上記両証明書等不要。 登記事項証明書(商業登記) * 4 ※顧問、相談役、株主等の新任の場合は登記事項証明書(商業登記)不要
	変更届出書(22号の2)(第一面) * 1 役員等の一覧表(1号別紙1)	登記事項証明書(商業登記) * 4 ※顧問、相談役、株主等の辞任・退任の場合は登記事項証明書(商業登記)不要
	変更届出書(22号の2)(第一面) * 1 役員等の一覧表(1号別紙1) 誓約書(6号) 調書(12号)	登記されていないことの証明書 身分証明書等 * 3 登記事項証明書(商業登記) * 4
10 個人事業主、支配人の氏名の変更(改姓・改名) 法人の役員等の氏名の変更(改姓・改名) * 5	変更届出書(22号の2)(第一面) * 1 建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表(11号)	戸籍抄本又は住民票の抄本
	変更届出書(22号の2)(第一面) * 1 役員等の一覧表(1号別紙1)	登記事項証明書(商業登記) * 4

11	支配人の新任	変更届出書(22号の2)(第一面)*1 誓約書(6号) 建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表(11号) 建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書(13号)	登記されていないことの証明書 身分証明書等*3 登記事項証明書(商業登記)*4
	支配人の辞任・退任	変更届出書(22号の2)(第一面)*1 建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表(11号)	登記事項証明書(商業登記)*4

《毎事業年度終了後4か月以内》

変更事由	変更届出書等の様式	添付書類
12 決算報告 毎事業年度(決算期)の経過(決算の変更届)	変更届出書(毎事業年度終了後提出書類用様式)*1 工事経歴書(2号) 直前3年の各事業年度における工事施工金額(3号) (法人の場合) 貸借対照表(15号) 損益計算書(16号) 完成工事原価報告書 株主資本等変動計算書(17号) 注記表(17号の2) 附属明細表(17号の3) 事業報告書(任意様式) (個人の場合) 貸借対照表(18号) 損益計算書(19号)	事業税の納税証明書(1) ※事業報告書は特例有限会社の場合には提出不要 ※附属明細表は資本金の額が1億円超であるもの又は最終事業年度の貸借対照表の負債の合計額が200億円以上である株式会社の場合に提出が必要。金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第24条に規定する有価証券報告書の提出会社は、有価証券報告書の写しの提出をもって附属明細表の提出に代えることができる。
13 使用人数の変更	変更届出書(毎事業年度終了後提出書類用様式)*1 使用人数(4号)	
14 令3条の使用人(営業所長)の 一覧表に変更があったとき	変更届出書(毎事業年度終了後提出書類用様式)*1 建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表(11号)	
15 定款の変更	変更届出書(毎事業年度終了後提出書類用様式) *6	定款又は議事録
16 健康保険等の加入状況の変更	健康保険等の加入状況(7号の3)	*8

*1 申請者が法人の場合には当該法人番号を記入し、裏付け資料として法人番号指定通知書の写又は国税庁法人番号公表サイト(<http://www.houjin-bangou.nta.go.jp/>)で検索した画面コピーを提示すること。

*2 「実務経験証明書」(9号)、「指導監督的実務経験証明書」(10号)、「経營業務の管理責任者に準ずる地位の証明書」*2において、「申請者」と「証明者」とが異なる場合は、証明者の印鑑証明書(提出前3か月以内のもの)を添付すること。

*3 「登記されていないことの証明書」及び「身分証明書」は、提出前3か月以内のもの。なお、「登記されていないことの証明書」(または「身分証明書」)において成年被後見人・被保佐人である旨、記載されていた場合でも、契約の締結及びその履行にあたり必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができる能力を有する旨の医師の診断書が提出されれば欠格要件に該当とはなりません。詳しくは国土交通省ホームページで直近の「建設業許可事務ガイドライン」を検索のうえご確認ください。(診断書ひな形はP42、43のをご確認ください。)

*4 登記事項証明書(商業登記)については、必要に応じて履歴事項証明書等を提出すること(提出前3か月以内のもの)(個人の場合は、支配人登記を行っている場合のみ提出すること。詳細は、許可行政庁に確認してください。)

- * 5 「役員等」とは、法人の役員、顧問、相談役又は総株主の議決権の 100 分の 5 以上を有する株主若しくは出資の総額の 100 分の 5 以上に相当する出資をしている者（個人である者に限る。「株主等」という。）をいう。
- * 6 要件確認資料、資格証明書及び卒業証明書、監理技術者資格者証等の書類については、原則、原本を提出すること。原本を提出できないときは、原本提示の上、写しを提出すること。
- * 7 代表者の変更において、既に役員等として届け出ている者が新たに代表者に就任した場合には、当該役員等に係る誓約書（様式第 6 号）、登記されていないことの証明書、身分証明書、診断書は省略することができる。
- * 8 健康保険等の加入状況に変更があった場合、当該変更を証明する確認資料を添付し、「健康保険等の加入状況の変更」（7 号の 3）を提出すること。

2 廃業等の届出

許可を受けた建設業を廃止した等の場合は、30 日以内に許可を受けた許可行政庁に廃業届（様式第 22 号の 4）を提出しなければなりません（法 12 条、第 17 条）。

廃業等の届出事項	届出をすべき者
許可を受けた個人の事業主が死亡したとき	その相続人
法人が合併により消滅したとき	その役員であった者
法人が破産手続開始の決定により解散したとき	その破産管財人
法人が合併又は破産以外の事由により解散したとき	その清算人
許可を受けた建設業を廃止したとき	法人であるときは、その役員 個人であるときは、その者

※ 一部業種を廃止した場合は、廃業届（様式第 22 号の 4）の提出の際、専任技術者の削除等の変更の手続きも必要です。

3 標識の掲示

建設業者は、その店舗及び建設工事（発注者から直接請け負ったものに限る。）の現場ごとに、公衆の見やすい場所に、標識を掲げなければなりません（法第 40 条、規則第 25 条）。

(1) 店舗に掲げる標識（様式第 28 号）

- ア 一般建設業又は特定建設業の別
- イ 許可年月日、許可番号及び許可を受けた建設業
- ウ 商号又は名称
- エ 代表者の氏名

建設業の許可票（店舗）

建設業の許可票			
商号又は名称			
代表者の氏名			
一般建設業又は特定建設業の別	許可を受けた建設業	許可番号	許可年月日
		国土交通大臣 知事許可()第 号	
		国土交通大臣 知事許可()第 号	
この店舗で営業 している建設業			

（記載要領）

* 「国土交通大臣／知事」については、不要のものを消す。

(2) 建設工場の現場に掲げる標識（様式第29号）

- ア 一般建設業又は特定建設業の別
- イ 許可年月日、許可番号及び許可を受けた建設業
- ウ 商号又は名称
- エ 代表者の氏名
- オ 主任技術者又は監理技術者の氏名

建設業の許可票（現場）

建設業の許可票			
商号又は名称			
代表者の氏名			
主任技術者の氏名	専任の有無		
資格名	資格者証交付番号		
一般建設業又は特定建設業の別			
許可を受けた建設業			
許可番号		国土交通大臣 知事許可()第 号	
許可年月日			

（記載要領）

- * 1 「主任技術者の氏名」の欄は、法第26条第2項の規定に該当する場合には、「主任技術者の氏名」を「監理技術者の氏名」とし、その監理技術者の氏名を記載する。
- * 2 「専任の有無」欄は、法第26条第3項の規定に該当する場合に、「専任」と記載し、同項ただし書に該当する場合には、「非専任（監理技術者を補佐する者を配置）」と記載すること。
- * 3 「資格名」の欄は、当該主任技術者又は監理技術者が法第7条第2号ハ又は第15条第2号イに該当する者である場合に、その者が有する資格等を記載する。
- * 4 「資格者証交付番号」の欄は、法第26条第4項に該当する場合に、当該監理技術者が有する資格者証の交付番号を記載する。
- * 5 「許可を受けた建設業」の欄には、当該建設工場の現場で行っている建設工事に係る許可を受けた建設業を記載する。
- * 6 「国土交通大臣／知事」については、不要のものを消す。

4 表示の制限

建設業を営む者は、当該建設業について、法第3条第1項の許可を受けていないのに、その許可を受けた建設業者であると明らかに誤認されるおそれのある表示をしてはなりません（法第40条の2）。

5 工事現場における施工体制等

(1) 工事現場への主任技術者及び監理技術者の設置等（法第26条）

ア 建設業者は、その請け負った建設工事を施工するときは、工事現場に主任技術者（一般建設業許可の営業所専任技術者の資格要件を満たす者で当該工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどるもの）を置かなければなりません。

イ 発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者は、その建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の総額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）以上になる場合は、アにかかわらず、工事現場に監理技術者（特定建設業許可の営業所専任技術者の資格要件を満たす者で当該工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどるもの）を置かなければなりません。

ウ 主任技術者又は監理技術者は、公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事（個人住宅を除くほとんどの工事が該当する。）で請負代金の額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）以上のものについて、工事現場ごとに専任が必要で、例外を除き他の工事現場との兼務ができません。

なお、専任でなければならない監理技術者は、平成28年5月31日以前の「監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証」、平成28年6月1日以降の「監理技術者資格者証(裏面に講習修了履歴貼付)」の携帯が必要です。

(2) 一括下請負の禁止

請け負った建設工事について、一括して他者に請け負わせたり、他者から一括して請け負う行為については、禁止されています。ただし、建設工事が多数の者が利用する施設又は工作物に関する重要な建設工事で政令で定めるもの以外の建設工事である場合において、当該建設工事の元請負人（下請契約における注文者で建設業者であるもの）があらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りではありません（法第22条）。

なお、公共工事については、いかなる理由があっても一括下請負は禁止されています（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第14条）。

(3) 下請負人の意見聴取

元請負人は、その請け負った建設工事を施工するために必要な工程の細目、作業方法その他元請負人において定めるべき事項について、あらかじめ下請負人（下請契約における請負人）の意見をきかなければなりません（法第24条の2）。

(4) 特定建設業者に関する義務

ア 施工体制台帳及び施工体系図の作成等（法第24条の7）

(ア) 発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者（以下「作成特定建設業者」という。）は、その建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の総額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）以上になる場合は、下請負人の商号又は名称、その下請負人に係る建設工事の内容及び工期等を記載した施工体制台帳を作成し、工事現場ごとに備え置かなければなりません。

(イ) (ア)の建設工事の下請負人は、その請け負った建設工事を他の建設業を営む者に請け負わせたときは、(ア)の作成特定建設業者に対して、その者の商号又は名称、その請け負った建設工事の内容及び工期等を通知しなければなりません。

(ロ) (ア)の作成特定建設業者は、発注者から請求があったときは、備え置かれた施工体制台帳を、その発注者の閲覧に供しなければなりません。

(エ) (ア)の作成特定建設業者は、建設工事における各下請負人の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、これを当該工事現場の見やすい場所に掲げなければなりません。

イ 下請負人に対する指導等（法第 24 条の 6）

(7) 作成特定建設業者は、その建設工事の下請負人が、その下請負に係る建設工事の施工に関し、①建設業法の規定、②建設工事の施工に関する法令（建築基準法、宅地造成等規制法）、③建設工事に従事する労働者の使用に関する法令（労働基準法、職業安定法、労働安全衛生法等）の規定に違反しないよう、下請負人の指導に努めなければなりません。

(イ) (7)の作成特定建設業者は、その請け負った建設工事の下請負人である建設業を営む者が違反していると認めるときは、その者に対し、違反している事実を指摘して、その是正を求めるように努めなければなりません。

(ロ) (7)の作成特定建設業者が(イ)により是正を求めたにもかかわらず、その建設業を営む者が違反している事実を是正しないときは、その作成特定建設業者は、その建設業を営む者が建設業者であるときは許可行政庁又は営業としてその建設工事の行われる区域を管轄する都道府県知事に、その他の建設業を営む者であるときはその建設工事の現場を管轄する都道府県知事に、速やかに、その旨を通報しなければなりません。

(5) 著しく短い工期の禁止（法第 19 条の 5）

ア 注文者は通常必要と認められる期間に比して著しく短い工期による請負契約の締結をしてはなりません。

イ 著しく短い工期による請負契約を締結したと判断された場合には、発注者に対しては法第 19 条の 6 に規定される勧告がなされ、また、建設工事の注文者が建設業者である場合には、法第 41 条に基づく勧告や第 28 条に基づく処分の対象となります。

6 帳簿の備付け等

建設業者は、その営業所ごとに、営業に関する事項で国土交通省令で定めるものを記載した帳簿を備え、かつ、当該帳簿及びその営業に関する図書で国土交通省令で定めるものを保存しなければなりません（法第 40 条の 3）。

なお、帳簿の記載事項や添付される契約書の内容等が必要に応じて紙面に表示できる場合には、磁気ディスク等に記録しても構いません（規則第 26 条第 6 項）。

(1) 帳簿

ア 記載事項（規則第 26 条第 1 項）

(7) 営業所の代表者の氏名及びその者が当該営業所の代表者となった年月日

(イ) 注文者と締結した建設工事の請負契約に関する次に掲げる事項

a 請け負った建設工事の名称及び工事現場の所在地

b a の建設工事について注文者と請負契約を締結した年月日、注文者（その法定代理人を含む。）の商号、名称又は氏名及び住所並びに注文者が建設業者であるときはその者の許可番号

c a の建設工事の完成確認のための検査完了年月日及び建設工事の目的物の引渡しをした年月日

(ロ) 発注者(宅建業者除く)と締結した住宅を新築する建設工事の請負契約に関する次に掲げる事項

a 当該住宅の床面積

b 当該住宅が特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律施行令第 3 条第 1 項の建設新築住宅であるときは、同項の書面に記載された 2 以上の建設業者それぞれの建設瑕疵負担割合の合計に対する当該建設業者の建設瑕疵負担割合の割合

c 当該住宅について、住宅瑕疵担保責任保険法人と住宅建設瑕疵担保責任保険契約を締結し、保険証券又はこれに代わるべき書面を発注者に交付しているときは、当該住宅瑕疵担保責任保険法人の名称

(エ) 下請負人と締結した建設工事の下請契約に関する次に掲げる事項

a 下請負人に請け負わせた建設工事の名称及び工事現場の所在地

b a の建設工事について下請負人と下請契約を締結した年月日、下請負人（その法定代理人を含む。）の商号又は名称及び住所並びに下請負人が建設業者であるときはその者の許可番号

c a の建設工事の完成確認のための検査完了年月日及び建設工事の目的物の引渡しを受けた年月日

d b の下請契約が法第 24 条の 5 第 1 項に規定する下請契約であるときは、次に掲げる事項

① 支払った下請代金の額、支払年月日及び支払手段

② 下請代金の全部又は一部の支払につき手形を交付したときは、その手形の金額、交付年月日及び満期

- ③ 下請代金の一部を支払ったときは、その後の下請代金の残額
- ④ 遅延利息を支払ったときは、その遅延利息の額及び支払年月日

イ 添付書類（規則第 26 条第 2 項）

帳簿には、次の書類を添付しなければなりません。

(7) 契約書(変更分含む)若しくはその写し又は当該契約に関する電磁的記録

(イ) 特定建設業者が注文者（発注者から直接工事を請け負ったものであるか否かは問わない。）となつて一般建設業者（資本金額が 4, 0 0 0 万円以上の法人を除く。）と下請契約を締結したときは、その下請負人に支払った下請代金の額、支払年月日及び支払手段を証する書面（領収書等）又はその写し

(ロ) 発注者から直接工事を請け負った特定建設業者が施工体制台帳を作成しなければならないときは、施工体制台帳のうち、次の a～f に掲げる事項が記載された部分（ただし、工事現場における施工体制台帳の据え置きを終えた後に、必要部分のみを抜粋して行えば足りる。）

- a 工事現場に置いた監理技術者の氏名及びその有する監理技術者資格
- b 監理技術者以外に専門技術者（附帯工事を施工する場合や、土木一式工事又は建築一式工事を請け負って自らこれら以外の建設工事を施工する場合に、工事現場に置く技術者をいう。以下同じ）を置いたときは、その者の氏名、その者が管理をつかさどる建設工事の内容及びその有する主任技術者資格
- c 下請負人(末端までの全業者、以下同じ)の商号又は名称及び許可番号（下請負人が建設業の許可を受けているときのみ。）
- d 下請負人に請け負わせた建設工事の内容及び工期
- e 下請負人が工事現場に置いた主任技術者の氏名及びその有する主任技術者資格
- f 下請負人が主任技術者以外に専門技術者を置いたときは、その者の氏名、その者が管理をつかさどる建設工事の内容及びその有する主任技術者資格

ウ 帳簿の保存期間（規則第 28 条第 1 項）

帳簿及び添付書類は、請け負った建設工事ごとに、当該建設工事の目的物の引渡しをしたとき（建設工事について注文者と締結した請負契約に基づく債権債務が消滅した場合は、当該債権債務の消滅したとき）から 5 年間（発注者と締結した住宅の新築工事に係るものは 10 年間）保存しなければなりません。

(2) 営業に関する図書（規則第 26 条第 5 項）

発注者から直接建設工事を請け負った建設業者（作成特定建設業者を除く。）はア及びイの書面又はその写しを、作成特定建設業者はア～ウを請け負った建設工事ごとに、当該建設工事の目的物の引渡しをしたときから 10 年間保存しなければなりません。

ア 建設工事の施工上の必要に応じて作成し、又は発注者から受領した完成図（建設工事の目的物の完成時の状況を表した図）

イ 建設工事の施工上の必要に応じて作成した工事内容に関する発注者との打合せ記録（請負契約の当事者が相互に交付したものに限る。）

ウ 施工体系図

7 建設工事の請負契約

(1) 請負契約書の締結

建設工事の請負契約の当事者は、各々の対等な立場における合意に基づいて公正な契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行しなければなりません（法第 18 条）。

また、契約締結に際しては、工事内容、請負代金の額、工事着手及び工事完成の時期、請負代金の支払の時期及び方法、契約変更に関する定め、契約に関する紛争の解決方法等を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければなりません（法第 19 条）。

(2) 不当に低い請負代金等の禁止

注文者が自己の取引上の地位を不当に利用して、工事原価に満たない価格で請負契約の締結を強制したり、契約後に当該工事に使用する資材等の購入先を指定等し請負人の利益を害したりする行為は、禁止されています（法第 19 条の 3、第 19 条の 4）。

8 下請代金の支払

(1) 支払期日（法第 24 条の 3）

元請負人は、その注文者から請負代金の出来形部分に対する支払又は工事完成後における支払を受けたときは、その支払の対象となった建設工事を施工した下請負人に対して、下請代金を 1 月以内に速やかに支払わなければなりません。

また、元請負人は、前払金の支払を受けたときは、下請負人に対して、資材の購入、労働者の募集その他建設工事の着手に必要な費用を前払金として支払うよう適切な配慮をしなければなりません。

(2) 特定建設業者の特例（法第 24 条の 5）

ア 支払期日の特例

特定建設業者は、前記(1)の期日、又は下請負人（特定建設業者又は資本金額が 4,000 万円以上の法人を除く。）からの建設工事の目的物の引渡し申出日から起算して 50 日以内の日のいずれか早い期日以内に下請代金を支払う必要があります。

イ 割引困難な手形による支払禁止

特定建設業者は、一般の金融機関（預金又は貯金の受入れ及び資金の融通を業とする者をいう。）による割引を受けることが困難であると認められる手形の交付により下請代金を支払うことが禁止されています。

建設業許可申請先等一覧

兵庫県知事許可業者の提出窓口は、下記の各県民局及び県民センターの土木事務所です。

(大臣許可については、令和2年4月1日以降、直接国土交通省近畿地方整備局(許可行政庁)あてに郵送または持参して提出します。(兵庫県庁を経由しません))

区分	各土木事務所	所在地	電話番号	主たる営業所の所管区域
兵庫県知事許可	神戸県民センター 神戸土木事務所 建設業課	〒653-0055 神戸市長田区浪松町 3-2-5	078-737-2194 2195	神戸市
	阪神南県民センター 西宮土木事務所 建設業課	〒662-0854 西宮市櫛(はぜ)塚町 2-28	0798-39-1543 1545	尼崎市、西宮市、芦屋市
	阪神北県民局 宝塚土木事務所 建設業課	〒665-8567 宝塚市旭町 2-4-15	0797-83-3213 3193	伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、猪名川町
	東播磨県民局 加古川土木事務所 建設業課	〒675-8566 加古川市加古川町寺家町天神木 97-1	079-421-9231 9405	明石市、加古川市、高砂市、稲美町、播磨町
	北播磨県民局 加東土木事務所 まちづくり建築課	〒673-1431 加東市社字西柿 1075-2	0795-42-9408 9409	西脇市、三木市、小野市、加西市、加東市、多可町
	中播磨県民センター 姫路土木事務所 建設業課	〒670-0947 姫路市北条 1-98	079-281-9566 9562	姫路市、市川町、福崎町、神河町、相生市、たつの市、赤穂市、宍粟市、上郡町、太子町、佐用町
	但馬県民局 豊岡土木事務所 まちづくり建築第2課 [豊岡総合庁舎]	〒668-0025 豊岡市幸町 7-11	0796-26-3756	豊岡市、香美町、新温泉町、養父市、朝来市
	丹波県民局 丹波土木事務所 まちづくり建築課	〒669-3309 丹波市柏原町柏原 688	0795-73-3862 3863	丹波篠山市、丹波市
	淡路県民局 洲本土木事務所 まちづくり建築課	〒656-0021 洲本市塩屋 2-4-5	0799-26-3246 3247	洲本市、淡路市、南あわじ市

(注) 行政書士法では、行政書士又は行政書士法人でない者が、業として他人の依頼を受け報酬を得て官公署に提出する書類その他権利義務又は事実証明に関する書類を作成することを禁止しています。

許可申請書類等の取扱い先

許可申請書及び変更届等については、兵庫県のホームページからダウンロードしてください。

1. 兵庫県ホームページ (<http://web.pref.hyogo.lg.jp/>) にアクセス
2. 画面上部のサイト内検索で「建設業の許可申請等について」を検索
3. 「兵庫県／建設業の許可申請等について」のページをクリック
4. 「建設業許可申請書等のダウンロード（令和2年5月以降）」をクリック
このページ↑から申請書等の様式をダウンロードすることができます。

(注意)・表紙は色付き紙でなくても構いません。
・正本1部を作成の上、コピーして副本を作成してください。

※インターネットが利用できない方は、4ページをご覧ください。

登記されていないことの証明書の発行窓口

「登記されていないことの証明書」は、東京法務局後見登録課、全国の法務局・地方法務局（本局）の戸籍課で発行されます。

なお、同証明書は、直接窓口、又は東京法務局後見登録課あて郵送で、請求することができます。

【窓口で申請する場合】

[受付時間] 平日の8:30～17:15

神戸地方法務局本局

〒650-0042

神戸市中央区波止場町1番1号

神戸第二地方合同庁舎

電話：078(392)1821

<http://houmukyoku.moj.go.jp/kobe/>

【郵送で申請する場合】（東京法務局後見登録課のみ）

申請書送付先

東京法務局民事行政部後見登録課

〒102-8225

東京都千代田区九段南1-1-15九段第2合同庁舎4階

電話：03(5213)1234（代表）

<http://houmukyoku.moj.go.jp/tokyo/>

※ 返信用の封筒（切手貼付、宛名を記載した長3サイズ（A4の三つ折りの大きさ）の封筒）を同封の上、請求する。

健康保険等の加入確認書類等について（お知らせ）

兵庫県建設業室 令和2年10月

建設業法の改正により適切な健康保険等の加入が令和2年10月より建設業許可の要件のひとつとして省令で定められました。また、平成24年11月1日より、下記のとおり建設業許可申請の際に、「健康保険等の加入状況（様式第七号の三）」の提出が必要となったことに伴い、健康保険等の加入状況に係る確認書類の提出を1(3)により求めています。

記

1 建設業の許可申請書の添付書類「健康保険等の加入状況」

建設業許可（新規・追加・更新）の申請時に、保険加入状況の確認等を行うため、健康保険・厚生年金保険・雇用保険への加入状況を記載した書面及び確認書類の提出が必要です。

(1) 施行時期

平成24年11月1日

※平成24年11月1日以降の新規許可、更新、許可換え新規、般・特新規、業種追加申請、経営事項審査

(2) 様式

様式七号の三（第三条、第七条の二関係）「健康保険等の加入状況」

(3) 確認書類

① 健康保険及び厚生年金の加入状況の確認書類については、下記のいずれかを提出してください。

- ・申請時直前の健康保険及び厚生年金保険の保険料の納入に係る「領収証書」の写し
- ・申請時直前の健康保険及び厚生年金保険の保険料の納入に係る「納入証明（確認）書」の原本
- ・申請時直前の「健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」の写し

(注) 適用事業所（法人及び従業員が常時5人以上の個人事業主）であって、健康保険について全国土木建築国民健康保険組合、兵庫県建設国民健康保険（建設国保）等に加入の場合は、健康保険については「適用除外」とし、健康保険の被保険者となるべき者の国民健康保険の被保険者証の写し、又は加入証明書の原本が必要です。

② 雇用保険の加入状況の確認書類については、下記の書類を提出してください。

- ・申請時直前の「労働保険概算・確定保険料申告書」の控え及びこれにより申告した保険料の納入に係る「領収済通知書」の写し

③ 医療保険被保険者等記号・番号が個人単位化されることに伴い、個人情報保護の観点から健康保険事業等の目的以外で告知を求めることを禁止する「告知要求制限」の運用が令和2年10月から開始されます。ついては、今後、確認書面として被保険者証（写し）を提出する際には、申請者において被保険者記号・番号等を復元できない程度にマスキングを施すようお願いいたします。

※「適用事業所」とは、健康保険・厚生年金保険は法人の事業所（営業所）及び個人経営で常時5人以上の労働者を使用する事業所（営業所）をいい、雇用保険にあつては労働者を1人でも雇用する事業所（営業所）をいいます。

確認資料について(お知らせ)

兵庫県建設業室 令和2年10月1日

許可行政庁(各土木事務所)において、許可申請(新規・更新・業種追加、変更届含む)の審査にあたり、常勤役員等及び常勤役員等を直接補佐する者・専任技術者・令3条の使用人が許可要件を満たしているか、常勤役員等及び常勤役員等を直接補佐する者・専任技術者が常勤しているか、また、営業所等については適当か、などを確認するため、以下の客観的な資料の提出、提示を求めています。以下の「確認書類等(例示)」の各欄で例示した複数の書類や例示以外の書類を求めることもありますので、詳しくは7のお問い合わせ先にご確認ください。

なお、必要に応じて営業所へ立入調査する場合等がありますので、その際はご協力ください。

1 常勤役員等及び常勤役員等を直接補佐する者の要件及び確認書類一覧表(例示)

経験時の地位	経験期間	該当条項	確認書類等(例示)
建設業の経験			
1. 法人の取締役、執行役、事業協同組合の理事等	5年以上	施行規則第7条第1号イ(1)該当	ア. 商業登記簿役員欄の閉鎖抄本等(添付) イ. 工事契約書、注文書、見積書、請求書、元帳等 ウ. 許可通知書、許可申請書(控え)等 エ. 法人税確定申告書、同役員報酬明細 オ. 健康保険被保険者証、社会保険事務所の発行する被保険者記録照会回答票 カ. 住民税特別徴収義務者指定及び税額通知書 キ. 雇用保険被保険者資格取得確認通知書(オに未加入の場合) ク. 貸金台帳、貸金支払明細書、所得税源泉徴収納付領収書(オに未加入の場合)
	2年以上	施行規則第7条第1号ロ(1)又は(2)該当	ケ. 出向の場合は、出向契約書、出向協定書(出向者の氏名が記載されていない場合は出向者名の確認できる出向辞令等)、出向者の賃金の負担関係を示すもの、出向元の健康保険被保険者証 コ. 事業協同組合の理事の場合で登記の場合は、就・退任を示す議事録
2. 事業主	5年以上	施行規則第7条第1号イ(1)該当	ア. 工事契約書、注文書、見積書、請求書、元帳等 イ. 許可通知書、許可申請書(控え)等 ウ. 所得税確定申告書控
	2年以上	施行規則第7条第1号ロ(1)又は(2)該当	
3. 事業主の支配人	5年以上	施行規則第7条第1号イ(1)該当	ア. 支配人登記簿謄本(添付) イ. 事業主の工事契約書、注文書、見積書、請求書、元帳等 ウ. 許可通知書、許可申請書(控え)等 エ. 事業主の所得税確定申告書控 オ. 健康保険被保険者証、社会保険事務所の発行する被保険者記録照会回答票
	2年以上	施行規則第7条第1号ロ(1)又は(2)該当	カ. 住民税特別徴収義務者指定及び税額通知書 キ. 雇用保険被保険者資格取得確認通知書(オに未加入の場合) ク. 貸金台帳、貸金支払明細書、所得税源泉徴収納付領収書(オに未加入の場合)

	経験時の地位	経験期間	該当条項	確認書類等（例示）
4. 支店長、営業所長（令第3条に規定する使用人）	5年以上	施行規則第7条第1号イ(1)該当	ア. 支店長等経験証明書（添付） イ. 支店長名で締結した工事契約書、注文書、見積書、請求書、元帳等 ウ. 許可通知書、許可申請書（必要期間における支店の許可業種、令3の使用人の氏名が確認できるもの）等 エ. 健康保険被保険者証、社会保険事務所の発行する被保険者記録照会回答票	
	2年以上	施行規則第7条第1号ロ(1)又は(2)該当	オ. 雇用保険被保険者資格取得確認通知書（エに未加入の場合） カ. 賃金台帳、賃金支払明細書、所得税源泉徴収納付領収書（エ、オに未加入の場合） キ. 出向の場合は、出向契約書、出向協定書（出向者の氏名が記載されていない場合は出向者名の確認ができる出向辞令等）、出向者の賃金の負担関係を示すもの、出向元の健康保険被保険者証	
5. 執行役員	5年以上	施行規則第7条第1号イ(2)該当	ア. 経營業務管理責任者に準じる地位の証明書（添付）（なお、証明者が申請者と異なる場合は、印鑑証明書を添付。）、及び組織図、業務分掌規程、定款、執行役員規程、執行役員職務分掌規程、取締役会規則、取締役就業規則、取締役会議事録、人事発令書など取締役に最も直近の地位にあったことが確認できるもの	
	2年以上	施行規則第7条第1号ロ(1)又は(2)該当		
6. 本店部長、支店次長、営業所次長	6年以上	施行規則第7条第1号イ(3)該当	ア. 経營業務管理責任者に準じる地位の証明書（添付）（なお、証明者が申請者と異なる場合は、印鑑証明書を添付。）、及び組織図、所掌事務分担、辞令、職歴、他の同列の役職者との年齢、賃金、所掌事務、経験年数等を比較でき、取締役・支店長・営業所長に最も直近の地位にあったことが確認できるもの	
7. 事業主の配偶者・子等			イ. 戸籍謄本、住民票等 ウ. 7. の場合は、死亡した事業主の税務申告書（専従者としての記載のあるもの6年分） エ. 許可通知書、許可申請書（控え）等 オ. 健康保険被保険者証、社会保険事務所の発行する被保険者記録照会回答票 カ. 雇用保険被保険者資格取得確認通知書（オに未加入の場合） キ. 賃金台帳、賃金支払明細書、所得税源泉徴収納付領収書（オ、カに未加入の場合）	
役員等（建設業に関するものを除く）				
	上記1.～5.	5年以上	施行規則第7条第1号ロ該当	上記 1.～5. に準じる。 ただし、工事契約書、注文書、見積書、請求書、元帳等を除く
財務管理、労務管理、業務運営の業務経験				
	上記1.～7.	5年以上	施行規則第7条第1号ロ該当	上記 1.～7. に準じる。 【財務管理、労務管理、業務運営に係る業務経験確認書面】 ① 組織図その他これに準ずる書類 ② 業務分掌規程、過去の稟議書その他これらに準ずる書類 ③ 人事発令書その他これらに準ずる書類

- (注) 1. 非常勤であった場合の期間は、経営経験として認めない。
2. 営業は行ったが、結果として受注できず実績がない場合でも、経営経験として認める。
3. 補佐経験については、同一期間内は1人しか認めない。

2 専任技術者の要件及び確認書類一覧表（例示）

技術者の要件	確認書類（例示）
(1) 国家資格者	合格証、免許証（原本で確認）
(2) 大臣特認者	認定証（原本で確認）
(3) 実務経験者	ア．工事請負契約書、注文書、見積書、請求書（必要期間分） イ．実務経験期間の常勤を証明するもの（いずれも証明期間分が必要） ① 健康保険被保険者証（事業所名と資格取得年月日が記載されているもの） ② 社会保険事務所の発行する被保険者記録照会回答票 ③ 特別徴収税額通知書 ④ 法人税確定申告書の役員報酬明細（法人の役員の場合） ⑤ 所得税確定申告書（個人事業主の場合） ⑥ 出向していた場合は、出向契約書、出向協定書（出向者の氏名が記載されていない場合は出向者名の確認できる出向辞令等）、出向者の賃金の負担関係を示すもの、出向元の健康保険被保険者証
技術者の要件	確認書類（例示）
(4) 指導監督的実務経験者（指定建設業以外）	上記(1)～(3)のいずれかに加えて、指導監督的実務経験証明書（様式第10号）に記載された工事の契約書 対象となる工事 昭 和 5 9 年 9 月 3 0 日 まで・・・1, 5 0 0 万円以上 平成 6 年 1 2 月 2 7 日 まで・・・3, 0 0 0 万円以上 平成 6 年 1 2 月 2 8 日 以降・・・4, 5 0 0 万円以上

- (注) 1. 指導監督的実務経験とは、発注者から直接請け負った建設工事について、設計又は施工の全般について、工事現場主任者又は工事現場監督者のような立場で工事の技術面を総合的に指導監督した経験をいう。
2. 実務経験証明書、指導監督的実務経験証明書の証明者が、申請者と異なる場合は、印鑑証明書（提出時から3か月以内のもの）を添付する。
3. 監理技術者資格者証により認定された業種についてはその写しの添付で認定可能。また、実務経験により監理技術者資格者証の交付を受けた業種については、（指導監督的）実務経験証明書の添付は不要。
4. 監理技術者資格者証の有効期限が切れているものや、所属建設業者名が申請者と異なっている等の場合であっても資格証明書類として認められる。

3 常勤役員等(本社)、専任技術者(本支社)の専任性(常勤性)の確認書類一覧表(例示)

専任を確認する対象者	確認書類等(例示)
(1) 常勤役員等及び常勤役員等を直接補佐する者 (2) 専任技術者	ア. 健康保険被健康保険者証 イ. 雇用保険被保険者資格取得確認通知書 ウ. 健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書 エ. 健康保険・厚生年金被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書 オ. 法人税確定申告書の役員報酬明細 カ. 賃金台帳、賃金支払明細書、所得税源泉徴収納付領収書 キ. 出向の場合は、出向契約書、出向協定書(出向者の氏名が記載されていない場合は出向者名の確認できる出向辞令等。ただし、出向期間が短期間のものとは除く。)、出向者の賃金の負担関係を示すもの、出向元の健康保険被保険者証 ク. 出勤簿、タイムカード ケ. 遠距離通勤の場合は通勤方法(公共交通利用の場合は通勤届又は定期券、自動車による場合は通勤届又は通勤経路、運転免許証、自動車検査証、通勤手当の負担方法等) コ. 住民税特別徴収義務者指定及び税額通知書 サ. 県税事務所受付の「法人設立(支店等設置・県外転入)届」(法人)(税務署受付の「個人事業の開業・廃業等届出書」(個人)) シ. 単身赴任の場合は、居所を示す賃貸借契約書、公共料金の請求書、振込通知書(居所、氏名の表示のあるもの)

(注) 1. 上記の書類による確認は、原則として新規(更新・業種追加を含む。)及び経營業務の管理責任者、専任技術者を変更した場合に確認する。

2. 証明書又は該当条項が異なる場合は、別葉とする。

なお、該当条項の判断にあたっては、次のことに注意する。

自営5年未満(申請業種、他業種とも)と経營業務補佐経験6年未満(申請業種)とで6年以上の場合は、それぞれ別葉の証明となるが、該当条項はいずれも法第7条第1号ロ該当となる。

3. 他の法人の常勤の代表取締役(取締役を含む。)、地方公共団体議会の議員は、専任性を満たさないものとして取り扱う。

4. 個人事業主、実務経験による専任技術者については、運転免許書等により氏名(漢字等)を確認する。

5. 法人の役員、個人事業主、支配人等が、欠格事由(犯歴、暴力団構成員等)に該当する疑いがある場合は、所轄の警察署又は県警(建設業室経由)に照会します。

6. 後期高齢者等の常勤性については、健康保険被保険者証等に代わる書類として後期高齢者を新たに雇用したときや70歳に到達し引き続き雇用するときは「厚生年金保険70歳以上被用者該当届」を確認します。

7. 専任技術者について、出向者、単身赴任者、車通勤者がいる場合は、キ、ケ、シ等の書類(準じた書類を含む。)が必要となります。

4 営業所調査の確認資料（例示）

(1) 提出書類等

営業所調査が必要と判断された場合（営業所新設・移転等）、確認資料として次の一覧表の書類を提出してください。なお、実体のない架空の営業所の発生を未然に防ぐため、営業所の所有関係書類については、引き続き確認させていただきます。

営業所調査確認資料の一覧表（例示）		
順序	調査項目	提出書類（確認書類等）
1	営業所の所有 営業所として使用できることが明白な場合を除き、右記の資料が必要となります。	■自社所有の場合 次のうちいずれか1つ ・不動産（家屋）の登記簿謄本（原本） ・固定資産（家屋）評価証明書（原本） ・固定資産税納税通知書（写し） ■賃貸の場合 ・家屋の賃貸借契約書、使用貸借契約書、使用承諾書、賃借料領収書等（写し） （なお、所有者もしくは貸主が事業主、法人の役員、又はその親族の場合は、使用承諾書等、所有権が確認できる書類を求めることがある。）
2	事業活動	■法人の場合 法人市町民税納付領収書（写し）、法人事業税納税証明書（写し） （新規設立で第1決算期末到来の場合は、県税事務所受付印のある「法人設立（支店等設置・県外転入）届（写し）」） ■個人の場合 個人事業税納付済領収書（写し）、個人事業税納税証明書（写し） （新規に事業開始して第1決算期末到来の場合は、税務署受付印ある「個人事業の開業・廃業等届出書（写し）」）
3	営業所の写真	・営業所（外観・内部・看板等）の写真（必要に応じて、内部の平面図等）

(2) 提出部数

営業所新設等における営業所調査確認資料等の提出部数は、次のとおりです。

ア 主たる営業所（以下「本店」という。）所在地を管轄する県民局等の所管区域内に主たる営業所以外の営業所（以下「支店」という。）を設置する場合

(ア) 変更届の提出先 本店所在地を管轄する県民局等

(イ) 変更届の提出部数 正本1部
副本1部（写し可）

(ウ) 営業所調査確認資料 正本1部

イ 本店所在地を管轄する県民局等の所管区域外に支店を設置する場合

(ア) 変更届の提出先 本店所在地を管轄する県民局

(イ) 変更届の提出部数 正本1部
副本 支店の所在地を管轄する県民局等の数+1部（写し可）

(ウ) 営業所調査確認資料 正本1部

5 その他添付書類

書 類 名	審 査 内 容
「登記されていないことの証明書」(省令第4条第1項第5号)	(1) 許可申請者及び令第3条に規定する使用人が、成年被後見人及び被保佐人に該当しないことを確認する。 ※顧問、相談役、株主等については添付不要。 (2) 提出時において3か月以内のものを添付する。
「身分証明書」(省令第4条第1項第6号)	(1) 許可申請者及び令第3条に規定する使用人が、成年被後見人又は被保佐人とみなされる者に該当せず、また、破産者で復権を得ないものに該当しない旨を確認する。 ※顧問、相談役、株主等については添付不要。 (2) 提出時において3か月以内のものを添付する。 (3) 外国籍の場合は発行されないため添付不要
「医師の診断書」(省令第8条の2)	(1) 許可申請者及び令第3条に規定する使用人が、成年被後見人及び被保佐人に該当する者である場合、契約の締結及びその履行にあたり必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができる能力を有する旨の医師の診断書(ひな形次頁)が提出されれば欠格要件に該当とはなりません。
定款(法人のみ) (省令第4条第1項第7号)	(1) 商号、事業目的、役員数、決算期等の事項について、申請書等の記載内容と照合し、確認する。 (2) 事業目的の中に、「〇〇建設工事の請負」の事項が明示されていない場合、定款目的の変更をすること。 (3) 最終変更後の整理したもの又は変更議事録を添付すること。 <民法第34条> 法人は、法令の規定に従い、定款その他の基本約款で定められた目的の範囲内において、権利を有し、義務を負う。 <会社法第26条> 株式会社を設立するには、発起人が定款を作成し、その全員がこれに署名し、又は記名押印しなければならない。
登記事項証明書(省令第4条第1項第11号)	(1) 商号、所在地、資本金、役員氏名、支配人、事業目的、設立年月日等の項目について、申請書等の記載内容と照合し、確認する。 (2) 事業目的の中に、「〇〇建設工事の請負」の項目が明示されていない場合、登記事項を変更すること。 (3) 個人の場合、支配人登記を行っている場合のみ添付する。 (4) 法務局の証明年月日は、提出時において3か月前以内のものを添付する。
事業税納付済額証明書(省令第4条第1項第16号)	法人・・・法人事業税 直前1年分の納税証明書(1)を添付する。 個人・・・個人事業税 (県税事務所の証明) 1～8月までに建設業許可申請手続を行うものは、前々年における事業所得に対する課税について、 <u>前年度事業税納税証明書</u> を添付することになり、9～12月までに建設業許可申請手続を行うものは、 <u>前年</u> における事業所得に対する課税について、 <u>当該年度事業税納付済証明</u> を添付する。 (補足) 個人事業税は、前年度の事業所得について翌年の3月15日前後までに申告を行い、8月と11月納税することになる。したがって、前年度の決算変更届に個人事業税納税証明書を添付するには、早くとも8月以降でない事業年度と対応した納税証明書は添付できない。したがって、法定どおり事業年度終了後4ヶ月以内に決算変更届を提出しようとするれば事業年度と対応した納税証明書の添付は不可能であるため、前年度事業税納税証明書を添付する。
事業報告書	株式会社の申請については必ず添付すること(ただし、定められた様式はないので、申請者が商法に基づき作成した報告書を添付。)

診 断 書 作 成 例

氏名	男・女
住所	年 月 日生 (歳)

上記の者は、契約の締結及びその履行にあたり必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができる能力を有すると診断する。

診断にあたっての根拠

所見（現病歴、現在症、重症度、現在の精神状態と関連する既往症・合併症など）

1. 各種検査

長谷川式認知症スケール（ 点（ 年 月 日実施） 実施不可）

MMSE（ 点（ 年 月 日実施） 実施不可）

脳の萎縮または損傷の有無

あり ⇒（ 部分的にみられる 全体的にみられる 著しい 未実施）

なし

知能検査

その他

2. 短期間内に回復する可能性

回復する可能性は高い 回復する可能性は低い 分からない
（特記事項）

3. 判断能力について

(1) 見当識の障害の有無

あり ⇒（ まれに障害がみられる 障害がみられるときが多い
 障害が高度）

なし

}

(2) 他人との意思疎通の障害の有無

- あり ⇒ (意思疎通ができないときもある 意思疎通ができないときが多い
 意思疎通ができない)

なし

()

(3) 理解力・判断力の障害の有無

- あり ⇒ (問題はあるが程度は軽い 問題があり程度は重い
 問題が顕著)

なし

()

(4) 記憶力の障害の有無

- あり ⇒ (問題はあるが程度は軽い 問題があり程度は重い
 問題が顕著)

なし

(5) その他 (※上記以外にも判断能力に関して判定の根拠となる事項等があれば記載)

()

参考となる事項 (本人の心身の状態、日常的・社会的な生活状況等)

年 月 日

病院又は診療所の名称・所在地

担当診療科名

担当医師氏名

印

承継等に係る認可申請の手続き等について（お知らせ）

兵庫県建設業室 令和2年10月

令和2年10月1日施行の改正建設業法により、新たに承継（譲渡及び譲受け並びに合併及び分割）の制度が規定されました。今回の改正により、合併・分割・事業譲渡等に際し、事前に許可行政庁の認可を得ることにより、「事業譲渡」にあつては譲受人が、「合併」にあつては合併存続法人又は合併により設立される法人が、「分割」にあつては分割承継法人が、それぞれ譲渡人、分割被承継法人、分割被承継法人の「建設業許可を受けた地位」を承継することができるようになりました。

つきましては、承継等に係る認可申請の手続きの注意点等について下記のとおりお知らせします。

記

認可申請から認可を受けるまでの手順（例示）

(1) 事前相談

- ①事業譲渡（個人からの法人成含む）、合併、分割による建設業許可の承継を希望する場合、速やかに各土木事務所に相談してください。
- ②事前相談においては、承継日（譲渡、合併、分割の効力発生日）及び認可要件の充足、認可申請書面等について、確認等を行います。
- ※承継日の設定及び認可の要件（特に役員や営業所の専任技術者等の変更がある場合）について事前に相談いただくことにより、円滑な認可審査が可能となることから、事前相談をお願いします。

(2) 認可申請書提出（事業譲渡、合併、分割の効力発生日より45日前（土・日・祝含まず）まで）

- ①認可の基準については、国のガイドラインに基づき、原則として建設業許可の新規申請等と同様の取り扱いとなるため、審査期間も45日間（土・日・祝含まず）を目処とします。
- ②認可の審査に係る手数料は無料です。
- ③承継日（事業譲渡、合併、分割の効力発生日）が認可申請書の受理日から45日経過日（土・日・祝含まず）以前に設定されている場合、認可できない場合もありますのでご注意ください。（承継日の設定については特に細心の注意をいただくようお願いいたします。また、承継日については事業譲渡契約書等で確認します。）
- ④許可の有効期間満了日から遡って45日（土・日・祝含まず）以後に承継の認可申請を行う場合は、審査期間の関係上、有効期間満了までに認可できない場合もありますので、許可の更新申請も有効期間満了日の30日前までに提出してください。

(3) 認可（認可申請書提出から45日経過日（土・日・祝含まず）を目処）

- ①認可した際には通知文書を交付します。
- ②認可した場合の許可の有効期間は、当該承継の日における承継許可等に係る許可の有効期間の残存期間にかかわらず、当該承継の日の翌日から起算します。